

外国人集住都市会議 ながはま2013

～すべての人が互いに尊重し、共に支え合う地域社会をめざして～

NAGAHAMA 多文化共生社会をめざして 2013

府省庁資料

主 催 外国人集住都市会議

【群馬県】伊勢崎市・太田市・大泉町

【長野県】上田市・飯田市

【岐阜県】大垣市・美濃加茂市

【静岡県】浜松市・富士市・磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・菊川市

【愛知県】豊橋市・豊田市・小牧市

【三重県】津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市

【滋賀県】長浜市・甲賀市・湖南市・愛荘町

【岡山県】総社市

後 援 滋賀県・多文化共生推進協議会・財団法人自治体国際化協会

外国人集住都市会議 ながはま2013

府省庁資料

◇全体会 I

内閣府からの説明

内閣府大臣官房審議官 麻田 千穂子 氏	1
---------------------------	---

◇分科会

第1分科会

内閣府定住外国人施策推進室 参事官 田辺 靖夫 氏	2
総務省自治行政局国際室長 植村 哲 氏	6
外務省領事局長 上村 司 氏	11

第2分科会

文部科学省大臣官房審議官 藤原 誠 氏	19
厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課課長補佐 矢野 誇須樹 氏	32

第3分科会

法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長 内田 省二 氏	33
厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課課長 堀井 奈津子 氏	38
文化庁文化部国語課長 岩佐 敬昭 氏	47
総務省自治行政局外国人住民基本台帳室 係長 平野 聡司 氏	61

平成25年9月27日
内閣府政策統括官
(共生社会政策担当)
法 務 省
外 務 省
厚 生 労 働 省

帰国支援を受けた日系人への対応について

平成21年度に実施しました日系人離職者に対する帰国支援事業により帰国支援金の支給を受け帰国された方については、当分の間(※1)、同様の身分に基づく在留資格による再入国を認めないこととしておりましたが、昨今の経済・雇用情勢等を踏まえ、10月15日(火)(予定)より、一定の条件(※2)の下に、再入国を認めることといたしました。

※1 当分の間の期間については、事業が開始された平成21年4月から原則として3年を目途としつつ、今後の経済・雇用情勢の動向等を考慮し、見直しを行うこととされていました。

※2 再入国をしようとする日系人の方の安定的な生活を確保するため、日本で就労を予定している方については、在外公館におけるビザ申請の際、1年以上の雇用期間のある雇用契約書の写しの提出を条件としました。

【参 考】

○ 日系人離職者に対する帰国支援事業の内容

<実施期間>

平成21年度

<支給額>

・本人1人当たり30万円、扶養家族については1人当たり20万円

<実施結果>

- ・当該事業による出国者数 21,675人(うちブラジル国籍者 20,053人(全体の92.5%))
- ・都道府県別では、愛知県5,805人、静岡県4,641人

本件担当一覧

内閣府定住外国人施策推進室 小林、中西(定住外国人施策に関すること)

03-5253-2111(内線44271、44261)

法務省入国管理局入国在留課 長尾、小久保(入国管理に関すること)

03-3580-4111(内線2758、2766)

外務省領事局外国人課 永澤、成毛(査証発給に関すること)

03-5501-8000(内線3154、2397)

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課 遠坂、小俣(雇用に関すること)

03-5253-1111(内線5765、5766)

内閣府説明資料

外国人集住都市会議ながはま 2013

第1分科会

「多文化共生社会における防災のあり方
～共に助け合える地域づくりに向けて～」

内閣府 定住外国人施策推進室

定住外国人施策ポータルサイトについて(1)

- 日系定住外国人に関する国の政策やお知らせなどの情報を一元化
- 日本語以外に、英語、ポルトガル語、スペイン語においても提供

ポータルサイトに掲載している主な情報

- 【全般的なこと】 日本での生活手引き（リーフレット）／新たな在留管理制度について
- 【日本語学習】 便利な日本語表現 文字・語彙
- 【教育】 お子さんを持つ保護者の皆様へ／就学ガイドブック
- 【雇用】 通訳を配置しているハローワーク一覧／日本で働こうとする外国人の皆様へ
- 【住宅】 外国人向け部屋探しのガイドブック
- 【子育て】 健やかな妊娠と出産のために／日本の小児における予防接種スケジュール
- 【医療】 社会保険制度加入のご案内
- 【福祉・介護】 介護保険
- 【年金】 国民年金制度の仕組み／ブラジルに派遣される日本人の方および在日ブラジル人の皆さまへ
- 【防災】 防災マニュアル
- 【運転免許】 運転免許
- 【税金】 外国人のための所得申告の手引

定住外国人施策ポータルサイトについて(2)

- 東日本大震災の発災後は、次のような情報を提供

東日本大震災に関する情報について

3月(が)つ 11日(に)ち(金)(きん)に、東北地方(とうほくちほう)を中心(ちゅうしん)に大(おお)きな地震(じしん)がありました。地震(じしん)についての公式(こうしき)の情報(じょうほう)は、以下(いか)のホームページ(ほーむぺーじ)で見(み)ることができ(でき)ます。正(ただ)しい情報(じょうほう)に基(もと)づいて、落(お)ち着(ち)いて行(こう)動(どう)をしてくだ(くだ)さい。

→同様の内容を英語、ポルトガル語、スペイン語で掲載

- 東日本大震災に関する情報や電話相談先をリンク集に一元化

《リンク先の例》

中央省庁／自治体／国際交流協会／NHK (NHK World) / 支援団体 (多文化共生マネージャー全国協議会 等) /

《電話相談先の例》

対応可能な言語を明示し、国際交流協会等の電話相談先を一覧化

日系定住外国人への情報提供

情報提供に関する課題等

多言語化の課題

- ① 翻訳に時間を要する他、担当者による確認ができない言語では誤訳の可能性
- ② 翻訳をする言語を一定程度絞らざるを得ない

やさしい日本語のもつ可能性

- ① 迅速かつ正確な情報提供を、行政担当者が発信することが可能
- ② 外国人にも理解できるレベルの日本語とすることにより、日本語を介したコミュニケーションができる日系定住外国人の数が増える

今後の取組

- 25年度中に「日系定住外国人施策に関する行動計画」の見直しを予定
- 地方自治体、有識者の意見をお聞きし、多言語化に加え、やさしい日本語による情報提供が進むよう、関係省庁とも連携しながら検討

災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて

提言 一平成24年 総務省 多文化共生の推進に関する研究会 報告書概要一

現状と課題

一東日本大震災等の外国人住民への対応の検証から一

①外国人住民の情報把握に課題
災害時の外国人住民対応に際して、必要となる外国人住民の情報など実態の把握が不十分

②多文化共生を担う人材の育成・活用に課題
災害時の多言語対応を含め、平時から多文化共生の役割を担う、専門的な人材の育成や外国人キーパーソン等の活用が不十分

③地域内での連携に課題
地域国際化協会やNPOなど地域内の様々な主体との間で、災害時の外国人住民対応にかかる連携が不十分

④県域及びさらに広域での連携に課題
市区町村において、単独で災害時にきめ細かい外国人住民対応を行うことには限界があるが、その支援体制は確立されていない。
大規模災害を考えると、都道府県域を超える広域的な連携が不十分

⑤情報の多言語化体制等に課題
制度的情報や専門情報の多言語化、少数言語への翻訳などが困難。
わかりやすい日本語の利用も不十分

⑥情報の確実な伝達に課題
情報を多言語化して発信・提供しても、その情報を必要とするエンタープライズまで、必ず届いているとは限らない

⑦平時からの外国人住民の地域へのかかわりに課題
外国人住民の平時からの地域活動等の参画や災害に対する理解が不十分

さらなる充実・連携の必要

1 外国人住民の実態把握

市区町村等が、外国人住民の地域での居住状況等について、外国人コミュニティや関係団体とのネットワークを活用し、日頃からその把握に努めることが不可欠

2 中核的な人材育成と活用

○ 専門的な人材育成と活用

地域における多文化共生を支える専門的な人材やボランティアの育成、確保をさらに進めるとともに、地域間での派遣、融通を検討することが重要

○ ともに活動する外国人住民

支援する側としての外国人住民の潜在的対応力を引き出すことが大切であり、そのためには、とくに外国人コミュニティのキーパーソンとの継続的関係をもつ取組が大切
また、地域の大学等との連携による支援活動等への留学生の参加も有効



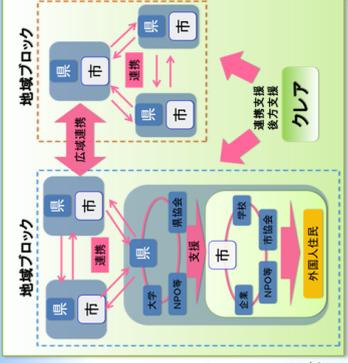
3 関係者間の連携

○ 市区町村における外国人住民、関係団体との連携強化

外国人住民との総合的窓口機能を担う市区町村は、様々な分野の中間的支援組織（地域国際化協会、社会福祉関係機関、NPO等）と多角的に連携し、災害時の外国人住民対応に備えることが必要
自治体内においては、平常時より国際担当部局と防災担当部局の連携を図ることが必要

○ 都道府県を超えての連携の取組推進

災害時の人的相互支援などについて地域国際化協会を活用し、まずは地域ブロック内での連携を図り、大規模災害に備え、さらに広域的なブロック間での連携を推進することが重要
自治体国際化協会においては、全国に設置される災害多言語支援センターの立ち上げ運営等への後方支援のほか、ブロック間広域連携協定のテンプレートの提供等により支援を行うことが必要
また、災害多言語支援センターの設置運営ガイドラインや避難所等で用いる支援ツールなどを引き続き整備することが必要



4 多言語情報提供の充実とわかりやすい日本語の活用

ボランティアに加え、地域の大学等の専門家をコアにした翻訳・通訳の体制を確保することが必要
災害時の多言語対応の限界を踏まえ、外国人住民への情報発信についても多くの外国人住民が理解する「わかりやすい日本語」を活用していくことが有効
また、外国人住民に伝わる情報伝達手法として外国人コミュニティ等への電話・訪問等による情報提供や外国人住民に認知されている媒体の活用が有効
国の災害関連情報も、国の責任で速やかに多言語提供できる仕組みを検討することが必要

5 日常的な取組の重要性

外国人住民が災害時に適切な対応を自らとれるよう、外国人住民の防災学習への支援をきめ細かく行うことで啓蒙を図ることが必要
また、防災訓練への外国人住民の参加を促し、外国人住民を想定した避難所の運営や災害多言語支援センターの設置を含めたより実践的な防災訓練の実施が極めて重要



2012年報告書提言と各関係主体の役割

参考

	①市区町村及びその国際交流協会等	②都道府県及びその地域国際化協会等	③国	④クシア	⑤その他(NPO、大学、企業、社会福祉関係機関など)
1 外国人住民の正確な実態把握	-	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平時からの外国人住民の太まかな把握(市、市協)【平】 ■ 外国人コミュニティや関係団体との関係構築(市)【平】 	-	-	-
2 中核的な人材育成と活用	-	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各自治体における人材の確保と相互派遣等【平、県協等】【平、県協等】 ■ 「支援者」としての外国人住民の活用(市、市協)【緊】 	-	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全国的な専門的人材の更なる拡充と活用【平】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 活動の中心となり得る外国人住民(大学等)【平、緊】
3 関係者の役割分担と連携に関して	-	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中間支援組織をはじめとした地域内の関係団体との連携強化(市、市協、NPO、社会福祉関係機関等)【緊、平】 ■ 国際担当部局と防災担当部局の密接な連携(市、県)【平】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県内市町村の取組把握とその支援・促進(県)【平】 ■ 県レベルの関係団体との連携強化による市区町村支援(県、県協等)【緊、平】 ■ 外国人住民対応を想定した都道府県域を超える連携の必要性(県)【平】 ■ 広域連携の方法(ブロック単位・ブロック間)(県、県協、NPO等)【緊、平】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全国的な規模の支援体制の整備(クシア)【緊、平】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中間支援組織をはじめとした地域内の関係団体との連携強化(市、市協、NPO、社会福祉関係機関等)【緊、平】
4 多言語情報提供の充実とわかりやすい日本語の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ わかりやすい日本語の活用(全関係主体)【平、緊】 ■ わかりやすい英語の活用(全関係主体)【緊】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専門家を中心とした多言語化対応の仕組みの構築(県、市、県協、市協等)【緊、平】 ■ 外国人住民に伝わる情報伝達手段(県、市、県協、市協等)【緊】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国による災害関連制度・施策の多言語化等(国)【緊、平】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多言語情報提供支援ツール等の充実(クシア)【緊】 	-
5 日常的な活動の重要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係者と顔の見える関係の構築と役割分担の明確化(全関係主体)【平】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人住民へのきめ細やかな防災学習の促進(市、市協、県協)【平】 ■ 実践的な防災訓練の実施と外国人住民の参加促進(県、市)【平】 ■ マニュアルの作成・充実(クシア、県、市、県協、市協)【平】 	-	<ul style="list-style-type: none"> ■ マニュアルの作成・充実(クシア、県、市、県協、市協)【平】 	-

多文化共生に関する地方自治体アンケート調査結果 ～多言語情報提供～
(平成24年 多文化共生の推進に関する研究会より抜粋)

□調査主体： 総務省自治行政局国際室

□調査目的：

昨年3月の東日本大震災などを契機として、災害時の外国人住民への多言語情報提供の必要性やその実現に向けた課題等が顕在化している中、地方公共団体等における災害時もしくは災害時に備えた、多言語情報提供の状況や課題及び課題解決に向けた取組などを把握し、今後のより効果的かつ効率的な多言語情報提供の実現、多文化共生の推進を議論・検討の一助とするため。

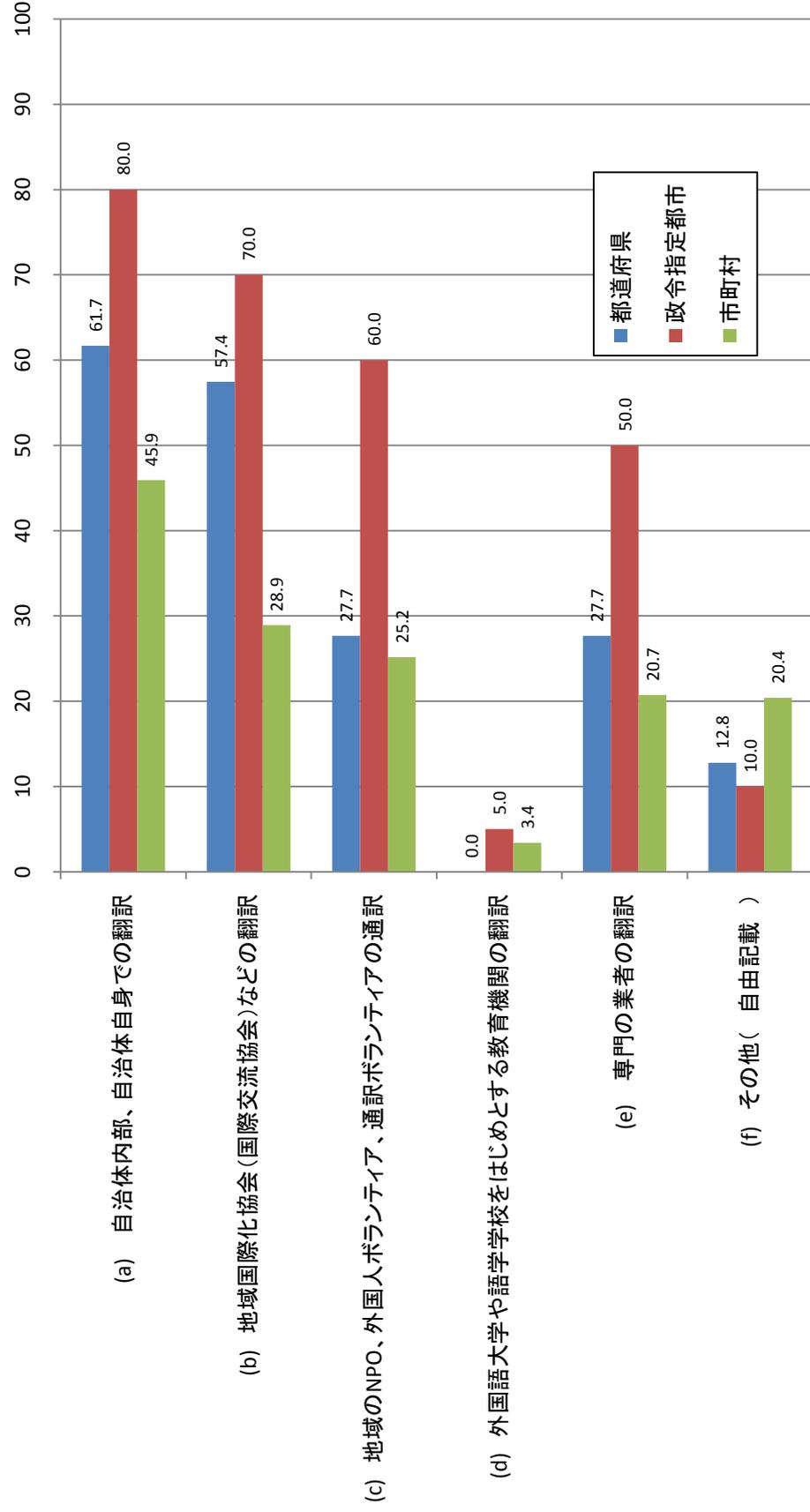
□調査期間： 平成24年7月18日～8月10日 □調査方法： 電子メールによる調査 □調査対象： 下表の通り

	対象	回答団体数	被災経験あり・なし別	
			あり	なし
都道府県	全団体(47団体)	47団体	(13団体)	(34団体)
市町村	政令指定都市(20団体)、以下①～④にそれぞれ該当する市町村(各都道府県において抽出し、調査を依頼) ①人口10万人以上、外国人登録者割合2%以上の市町村の中から半数程度 ②人口10万人未満、外国人登録者割合2%以上の市町村の中から半数程度 ③人口10万人以上、外国人登録者割合2%未満の市町村の中から最低1市町村 ④人口10万人未満、外国人登録者割合2%未満の市町村の中から、最低1市町村	314団体 (55団体) (55団体) (89団体) (115団体)	— — — —	— — — —
合計		361団体	—	—

多言語化の方法

【その1】

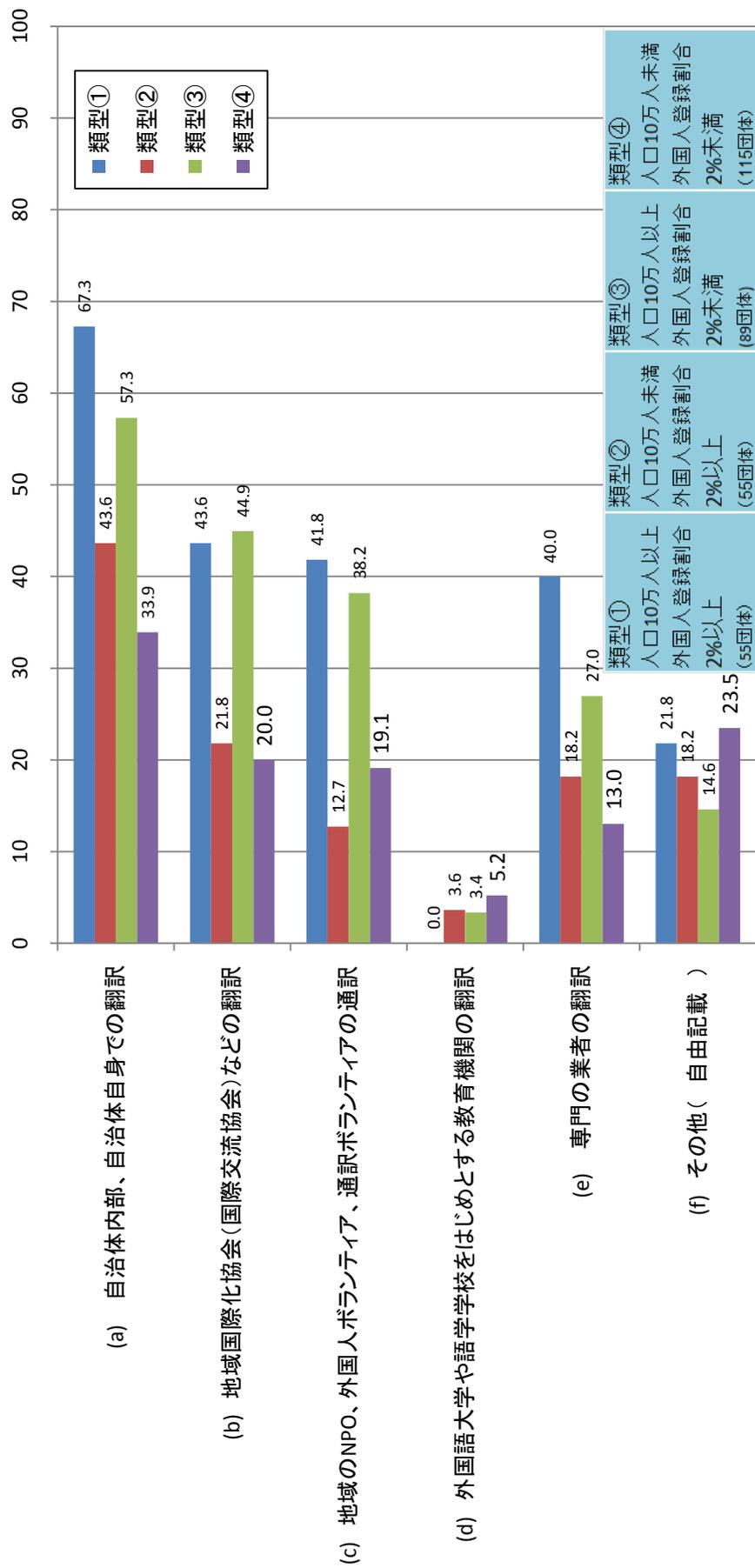
- (a)自治体(内部)の割合が極めて大きく、次いで、(b)協会の割合が大きい。
- (c)ボランティア／NPO、(e)専門業者が同程度の割合であるが、(d)教育機関の割合だけが極めて小さい。
- 政令市は、都道府県と比べて、(c)ボランティア／NPO、(e)専門業者による翻訳の割合も大きい。
- 市町村は、都道府県や政令市と比べて、(b)協会による翻訳の割合が少ない。(→協会との連携が弱い可能性?)



多言語化の方法

【その2】

○概して、類型①>③>②>④の順であるが、類型②・④は(b)協会や(c)ボランティア／NPOによる翻訳が少ない。
 (→小規模市町村では、協会やNPO／ボランティアの活動量が少ない、もしくは、連携が強くない可能性?)



東日本大震災時の外務省による在留外国人への支援

外務省資料1-1

1 情報提供

(1) ウェブサイトによる情報提供

3月11日～（日本語・英語）

15日～（中国語・韓国語）

※在外公館ホームページでは、英語及び39言語でも震災関連情報を発信

(2) 在京外交団向け説明会

3月13日～（以後4月末まで毎日）

- ・ 原発事故に係る情報を中心
- ・ 内閣府，総務省，厚生労働省等との連携

(3) NHKワールドラジオ日本の活用

- ・ タイ語，ベンガル語等17言語

(4) 外資系企業向け説明会

3月31日～（以降計4回）

- ・ 経済産業省及び日本貿易振興機構（JET RO）と連携

2 各種支援

(1) 安否確認支援

警察庁，地方自治体，在京外交団と連携し安否確認リストの取りまとめ（3月13日～）

(2) 外務省員の被災地への派遣

中国語の専門家を含む外務省員6名を岩手県・宮城県へ派遣

(3) 在京外交団の自国民支援への協力

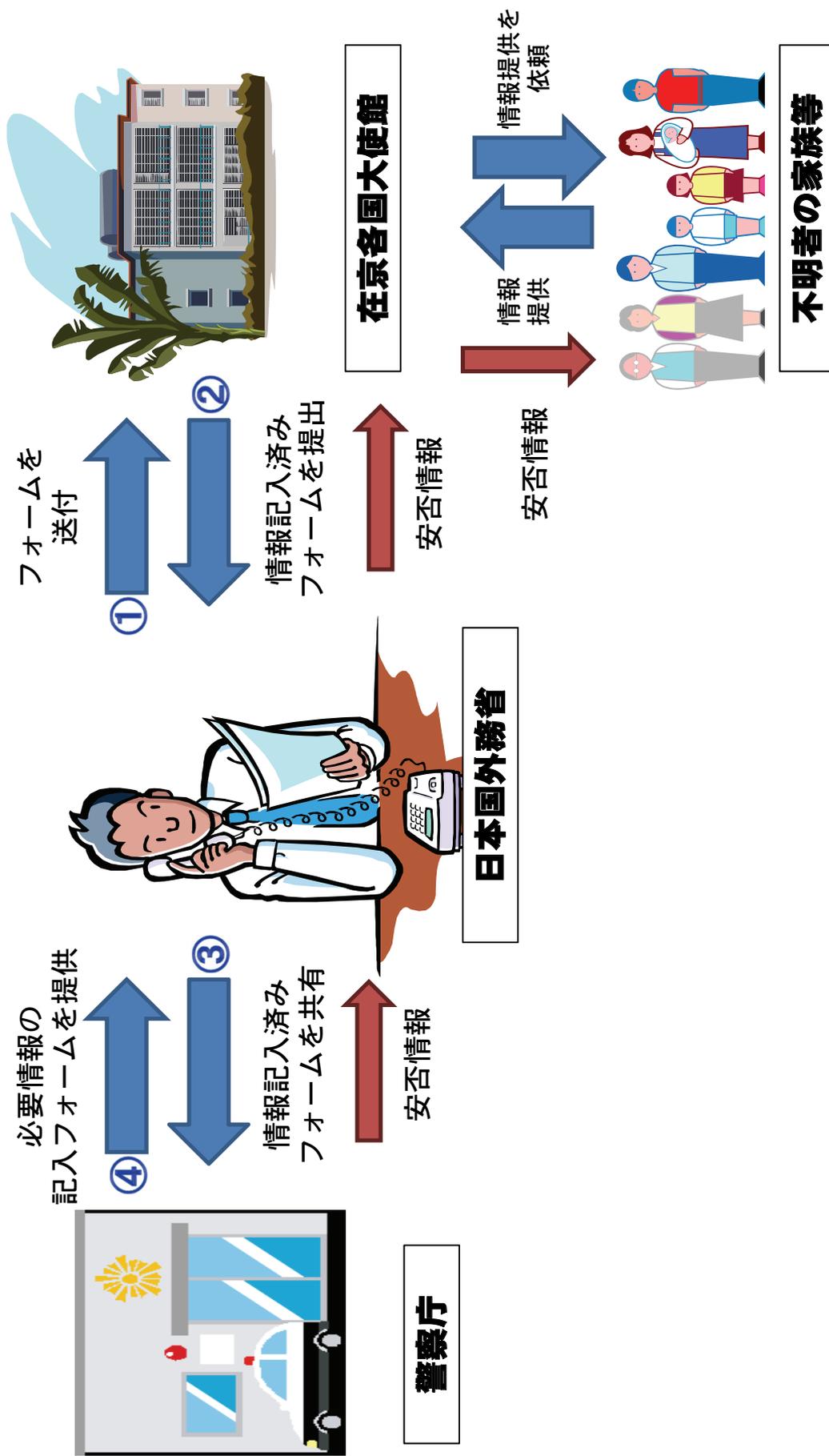
在京外交団と連絡し，特別機等での当該国民の出国や在京外交団の被災地での活動に關し，国土交通省や警察庁と調整

(4) 日本への出入国に係る支援

法務省入国管理局と連携しながら，査証の早期発給等の支援措置を実施

東日本大震災時の在留外国人の安否確認支援

外務省資料1-2



1 情報提供

(1) ウェブサイトによる情報提供

○政府としてどのような内容をどのタイミングですべきか（What, When）。

→報道機関が流す情報との重複は避け、コンタクトポイント等その時々に必要なとされる情報を提供。

○政府としてどのように情報を発信すべきか（How）。

→外務省HP、フェイスブックなど複数の情報伝達手段によりかつ多言語（含むやさしい日本語）で発信。

(2) 在京外交団向け説明会

○在京外交団から在留外国人へ情報が伝達されたか。

→外務省も説明会の内容をHPやフェイスブックに掲載するとともに、地方自治体と連携しているクシアのHP等とリンクすることによって、在留外国人へ情報を提供しやすくする。

2 在留外国人に対する安否確認の支援

○東日本大震災では外務省が関係各機関の調整役となる枠組みができた一方、関係省庁、在京外交団、地方自治体との連絡体制が確立されるまでに一定の時間を要したことも確か。

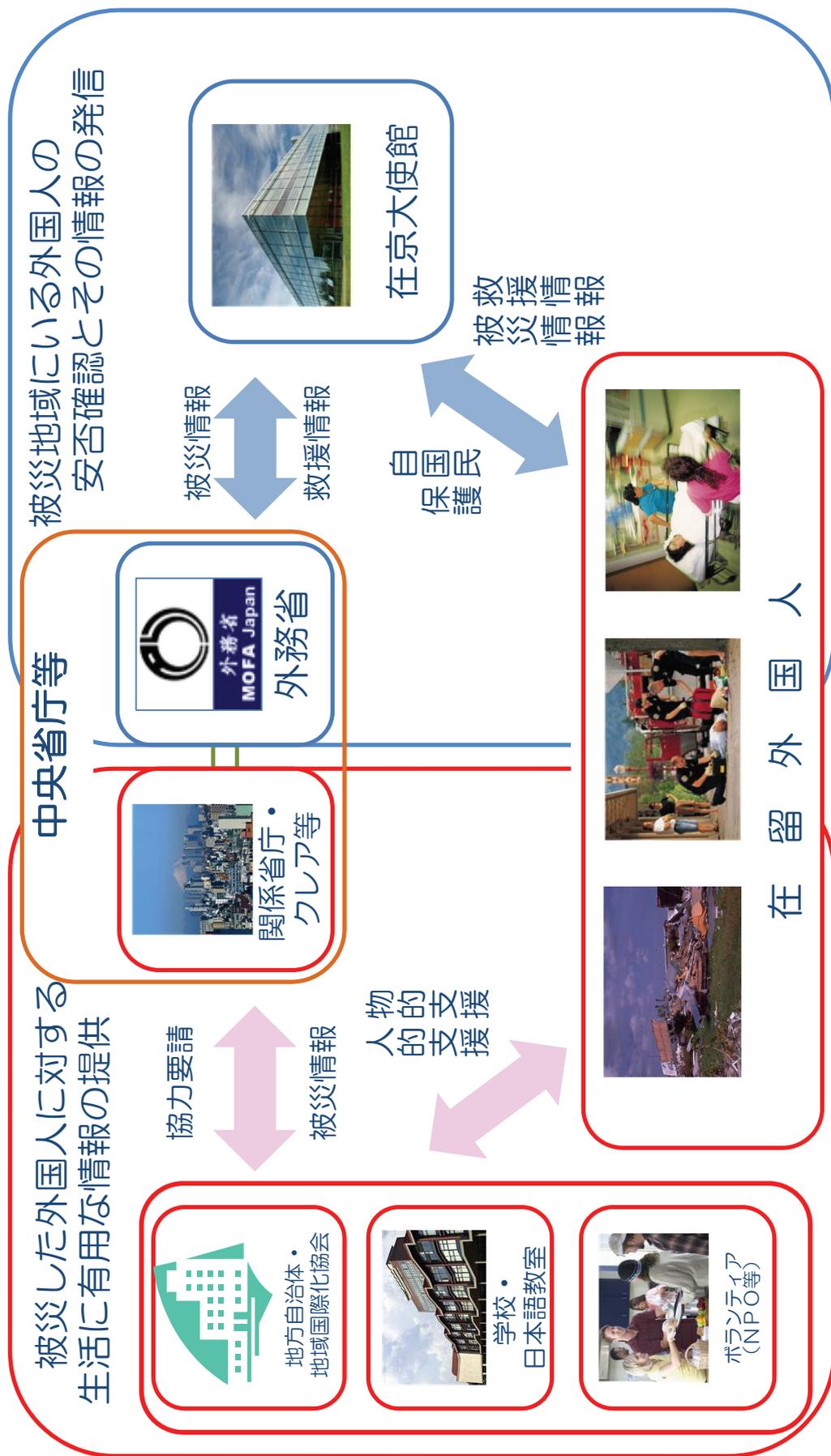
→大規模災害の発生に備え、平時から在京大使館及び地方自治体とのネットワークを構築しておくことが重要。

○関係機関がそれぞれ支援を実施しているため、相互の支援状況に関し情報が十分共有されていないかった（例：在京大使館の自国民支援について、地方自治体は十分把握できず。）。

→従来の電話やFAXによる確認に加えて、フェイスブックなどのソーシャルネットワークも積極的に活用。

非常時における関係機関の協力体制の構築（イメージ図）

外務省資料1-4



（「平成23年度・24年度外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」での意見を基に作成）

外国人受入れと社会統合のための国際ワークショップ

－東日本大震災と外国人政策－

(概要と評価)

平成24年3月1日
外務省領事局外国人課

3月1日、外務省は、明治大学において、明治大学及び国際移住機関（IOM）との共催により標記ワークショップを開催し、内外の有識者、在京外交団、報道関係者や一般市民を含め約240名が参加したところ、概要は次の通り。なお、冒頭セッションで、山根隆治外務副大臣、勝悦子明治大学副学長が開会の挨拶を行い、ウィリアム・レイシー・スウィング国際移住機関事務局長が基調講演を行った。

1. ワークショップの概要と評価

- (1) 東日本大震災が発生して1年がたとうとしている中で、依然として全国的に大震災や原発事故の影響が残り、外国人の受入れについても少なからず影響が出ている。
- (2) 今回の国際ワークショップでは、このような状況を踏まえ、東日本大震災時の在留外国人への支援と、今後の外国人受入れのあり方の2つのテーマについて討議を行った。
- (3) 第1のテーマについては、大震災発生後外国人への支援を行った内外の実務者が討議を行った。国際機関の参加も得て、大規模災害時の在留外国人への支援についての経験や教訓を共有することができたのは大変有意義だった。外務省からは、大規模災害時にフェイスブックの専用アカウントを活用して多言語による情報提供を行うことについて紹介した。
- (4) また、第2のテーマについては、我が国において少子高齢化や人口減少が進む一方で、大震災や原発などによる外国人の日本離れが懸念されていることを背景として、留学生、高度人材を含め、幅広い視点から討議が行われ、外国人受入れ問題の重要性や具体的な課題について理解を深めることができた。

2. パネル討論の概要

(1) テーマ1：「東日本大震災時の在留外国人への支援」（議長：池上重弘静岡文化芸術大学教授）

- (ア) 大震災が在留外国人に与えた影響については、被災地において、外国人同士がより活発に交流や助け合いを行うようになったことや、外国人による支援が活発に行われたことが報告された。
- (イ) 第2に、震災での経験の共有の重要性について認識が共有された。これまで経験したことのない複合的な災害について、実際に外国人への支援に関わった関係者の経験や教訓を共有することができ、将来の大災害に備える上でも大変有意義であった。

このような観点から、官と民の連携を平時から強化する必要があるとの意見があった。また、被災地の国際交流協会の活動がグッドプラクティスとしてとりあげられた。政府による外国人支援については、改善すべき点も含め多くの意見が出たが、外務省と法務省入国管理局が連携してとった施策が好意的に評価された。

(ウ) 第3に、大規模災害への対応における国際協力について、今回のワークショップでは、国際移住機関（IOM）や国連人道問題調整機関（OCHA）関係者の参加も得て、国際的な視点から今回の震災における対応を振り返り、課題について討議することができた。

(エ) 第4に、多言語による迅速な情報提供については、外国人は情報弱者の立場にあることから、在留外国人に対してはできる限り多様な手段で、かつ多言語により、情報提供を行うことが重要である（ITも重要だがホワイトボードへの掲示やロコミも重要）との報告があった。外務省からは、将来の災害に備え、外国人への多言語による支援を目的としてフェイスブックのアカウントを開設した旨説明した。

（2）テーマ2：「東日本大震災後の外国人の受入れのあり方」（議長：山脇啓造明治大学教授）

(ア) 震災や原発事故を背景として、日本に留学する外国人の減少が懸念される中で、「世界に開かれた復興」という政府の理念に基づき、外国人を積極的に受入れることがますます重要になっているとの意見があった。また、留学生は将来高度人材に育つことが期待される存在であることから、政府、経済界、教育機関が連携して、長期的、戦略的に取り組んでいくことが必要であるとの意見があった。同様の理由から、留学生と高度人材をばらばらにとらえるのではなく、留学生や高度人材も含む外国人材についての総合的な施策を国を挙げてとる必要があるとの意見もあった。

(イ) 高度人材については、日本政府の取り組みは遅れているとの指摘もあったが、法務省が昨年末公表した「高度人材に対するポイント制」については、高度人材の受入れに弾みをつけることが期待されるとの意見もあった。また、高度人材でなくても一定の資格や技能を有する外国人を幅広く受入れるべきであるとの意見もあった。

(ウ) 既に日本は多くの日系人労働者を定住外国人として受入れていることから、いわゆる単純労働者かどうかで受入れを判断するのは現状にあっておらず、抜本的な見直しが必要との意見もあった。

(エ) 外国人の受入れについては、高度人材かどうかに限らず、日本語や文化の違いが障害となっているとの意見や、そのような障害を克服する努力が必要との意見もあった。

(了)

外国人受入れと社会統合のための国際ワークショップ —大規模災害と在留外国人— (概要と評価)

平成25年2月6日
外務省領事局外国人課

2月6日、外務省は、大田区民ホールにおいて、大田区及び国際移住機関（IOM）との共催、財団法人自治体国際化協会（クレア）の後援の下、標記ワークショップを開催した（内外の有識者、在京外交団、報道関係者や一般市民を含め約200名が参加）。本ワークショップでは、冒頭、鈴木俊一外務副大臣、松原忠義大田区長が開会の挨拶を行い、スウィング国際移住機関事務局長が基調講演を行ったほか、有識者、外交団をまじえたパネル討論では活発な議論を行ったところ、概要と評価は以下のとおり。

1. ワークショップの概要と評価

- (1) 東日本大震災の傷跡が未だ癒えない中で、他の地域で大規模な震災が発生した場合の対策の重要性が指摘されている。
- (2) 今回のワークショップでは、(ア) 大規模災害時の在留外国人への多言語による情報発信のあり方、(イ) 日本に在留する外国人の団体を含む関係機関の連携（パートナーシップ）のあり方、(ウ) 東日本大震災やその後の取組が外国人の受入れと社会統合にとって持つ意味合いを中心に討議を行った。
- (3) 在留外国人への情報提供において、ソーシャルメディアの活用や多言語による情報発信が重要との報告があった。その上で、やさしい日本語による情報発信や、情報の取捨選択も重要との意見も出された。また、平時から在京大使館、国、地方自治体及び民間団体による具体的な連携の枠組みの構築が進んでいることについても認識を共有できたことは極めて有意義であった。
- (4) 大規模災害時における「外国人への支援」のみならず、「外国人による支援」についての経験や教訓を共有することを通じて、外国人は災害対策で単に弱者としてとらえられるべきではなく、外国人は日本社会に貢献しているとの認識が共有された。

2. パネル討論の概要（議長：竹中歩・米国プリンメア大学社会学部准教授）

- (1) 在留外国人への多言語による情報提供については、緊急時の時間的制約や財政的制約を考慮して、やさしい日本語による情報提供も重要である、在留外国人に役立つ情報を取捨選択する必要がある、誤った情報の流布による混乱を避けるために、政府や自治体がソーシャルメディアを積極的に活用することが重要であるとの意見が出された。
- (2) 第2に、国と地方自治体とNPO等の民間の機関が、平時から連携体制を構築することの必要性については、クレアより、災害が広域化した場合に備え、全国を6つのブロックにわけ、自治体間の相互支援体制や国と自治体の連絡体制を平時から構築している等の具体的な取組が紹介された。
- (3) 第3に、東日本大震災後の取組として、在日大使館の緊急時の対応計画づくりに自国民コミュニティが参加したり、東日本大震災時にASEAN地域の在日大使館が連携した事例（フィリピン）や、浜松市などで、外国人住民のイニシアティブによる防災活動が行われており、日本育ちの日系ブラジル人が防災活動を通じて日本人と外国人コミュニティとの橋渡しとなっている事例が報告され、地域レベルでの具体的な防災対策の取組を通じた情報共有やネットワークづく

りを評価する意見が出された。

- (4) 外務省からは、(ア) 社会統合は、外国人と受入れ社会の双方向の努力を前提とするもの、
(イ) 一つの組織だけで大規模災害時の外国人の支援を実施することはできないと発言した。
- (5) 最後に、議長より、東日本大震災は、日本人にとって困難な経験を共有することにより、外国人との共生を考える重要な契機となっており、日本人と外国人の連帯感の高まりを今後どのように生かしていくかが課題であるとの総括があった。

(了)

文部科学省資料

外国人集住都市会議ながはま2013

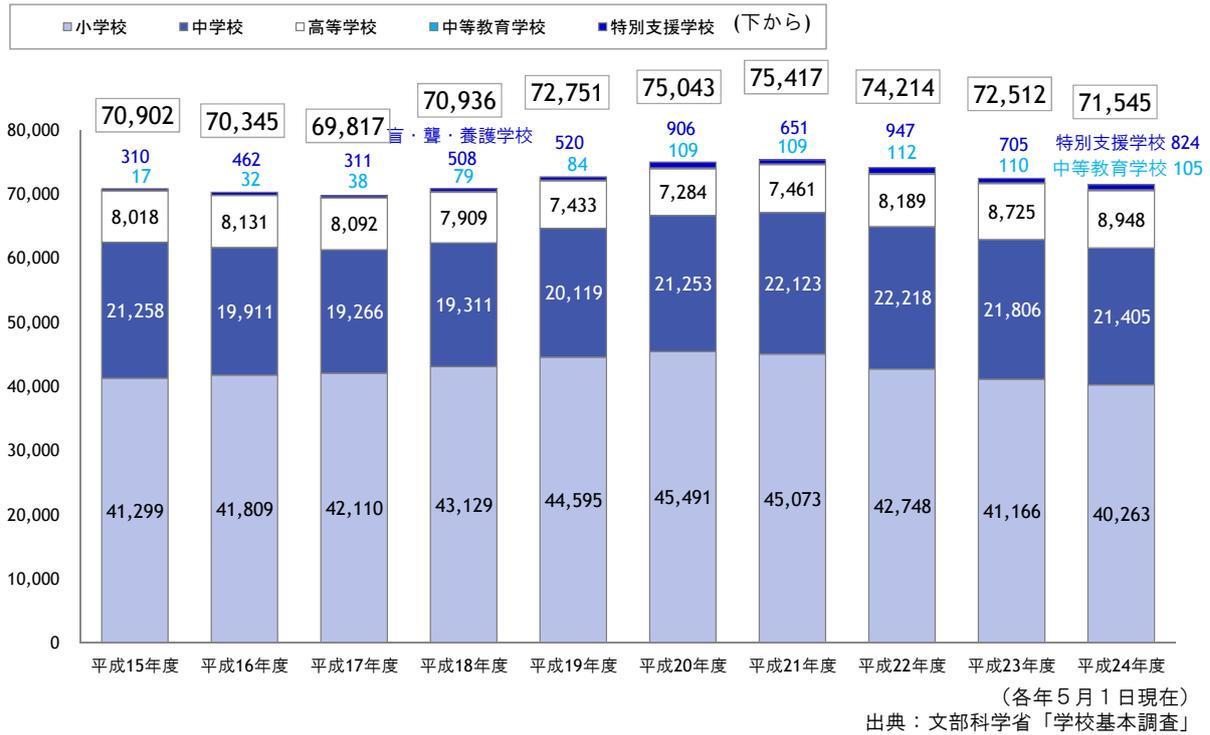
外国人の子供等に対する 支援施策について

平成25年10月29日(火)

文部科学省



1. 外国人児童生徒在籍数/公立学校



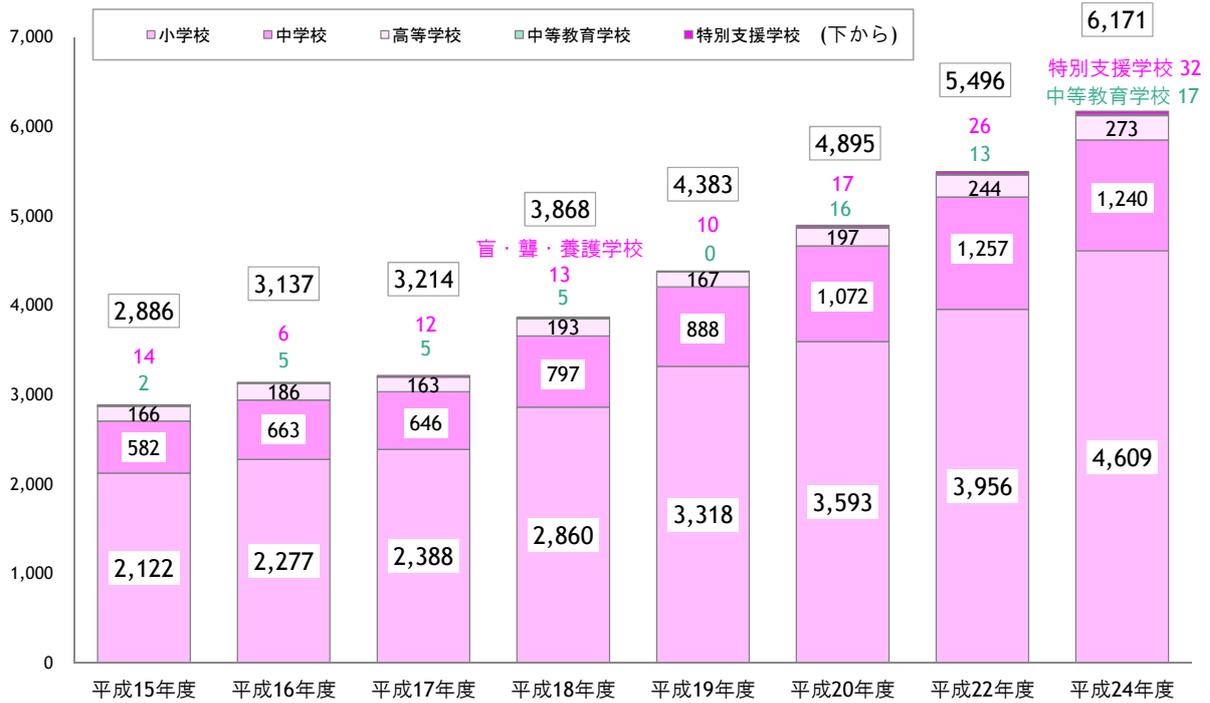
2. 日本語指導が必要な外国人児童生徒数/公立学校



※「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分できない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。



3. 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数/公立学校



(平成22年度まで各年9月1日現在、平成24年度5月1日現在)
出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

※「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」とは、帰国児童生徒のほか、本人が重国籍又は保護者の一人が外国籍である等の理由から、日本語以外の言語を家庭内言語として使用しており、日本語の能力が十分でない児童生徒が含まれる。



4. 施策～入りやすい公立学校をめざして

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

○就学ガイドブックの作成・配布



○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置



○日本語指導者等に対する研修の実施



○自治体の取組を支援する補助事業の実施



○「外国人児童生徒受入れの手引き」の作成・配付



○情報検索サイト「かすたねっと」の開設



○日本語能力測定方法（配付準備中）



○研修マニュアル（配付準備中）





5. 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施

- 国際課の進展等に伴い、帰国児童生徒・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっている。
- これを踏まえ、学校における日本語指導を一層充実させる観点から、日本語指導が必要な児童生徒の在籍学級以外の教室で行われる指導について、「特別の教育課程」を整備する。

国が示す一定の要件を満たす日本語指導を行う場合には、「特別の教育課程」を編成・実施することができるようにする。

期待される効果

- ・ 児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導の実現
- ・ 指導を受けた児童生徒が各教科その他の教育活動に日本語で参加できるようになること
- ・ 地域や学校において日本語指導に携わる関係者の意識の啓発及び指導力の向上



- ☆ 学校教育の一環として行う日本語指導の全国的な質の担保
- ☆ 日本語指導が必要な児童生徒が学校において主体的に学び、希望する進路を選択できる機会の保障



6. 「特別の教育課程」による日本語指導の要件

「特別の教育課程」による日本語指導（案）

(Ⅰ)指導の内容

児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導。

(Ⅱ)指導の対象とする児童生徒

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する日本語指導が必要な児童生徒。

※ 指導の要否を判断するに当たっては、日本語指導担当教員をはじめ複数人により、児童生徒の実態を多面的な観点から把握・測定した結果を参考とすることが望ましく、学校長の責任の下で行うこととする。

(Ⅲ)指導者

- ①日本語指導担当教員(主たる指導者):教員免許を有する教員(常勤・非常勤講師を含む)
 - ②日本語指導補助者:日本語指導や教科指導等の補助を行う支援者、子供の母語がわかる支援者
- ※ ②日本語指導補助者は必置ではないが、必要に応じて活用することは有効である。

(Ⅳ)授業時数

年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。また、障害のある児童生徒に対して「通級による指導」と併せて行う場合は、2種類の指導の授業時数の合計が、おおむね280単位時間以内とする。

- ※1 授業時数の1単位時間は、学校教育法施行規則別表に定める小・中学校等の1単位時間(45分又は50分)に準じるものとする。
- ※2 なお、児童生徒の実態に応じて特別の必要がある場合に年間280単位時間を超えて指導することを妨げるものではない。

(Ⅴ)指導の形態及び場所

児童生徒の在籍する学校における「取り出し指導」を原則とする。ただし、指導者の確保が困難な場合には、他校における指導も認める。

※ さらに、学校に空き教室がない場合や地理的条件等により学校内に当該指導を行う場所を設けることが困難である場合などやむを得ない事情がある場合には、一定の要件の下例外的に、学校外施設における指導も認めることとする。

(Ⅵ)指導計画の作成及び学習評価の実施

対象児童生徒が在籍する学校において、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行う。当該計画及びその実績は、学校設置者に提出する。

公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業

平成26年度概算要求額：98百万円（前年度予算額：91百万円）

本事業は、実施主体（都道府県・指定都市・中核市）の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

- 背景** > 帰国・外国人児童生徒及び日本語指導が必要な児童生徒の背景の多様化
- 課題** > 対象児童生徒一人一人の実態に応じた、在籍学級の学習活動に日本語で参加できるようにするためのきめ細かな日本語指導
特に対象児童生徒が少数在籍又は散在する地域における、受入・指導・支援体制づくり

日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施（平成26年4月より施行）

- 目的** > 帰国・外国人児童生徒等に対する
受入れの促進・日本語指導の充実・保護者を含めたきめ細かな支援体制づくり
日本語指導が必要な児童生徒を対象とした
「特別の教育課程」の編成・実施の円滑な導入を目指した指導・支援体制づくり

日本語指導の充実

支援メニュー
（各地域の実情に応じて
組み合わせる）

- ・「日本語能力測定方法」の活用による、児童生徒の日本語能力の把握（必須実施項目）
- ・個別の指導計画を作成し、教科学習に日本語で参加できることを目的とした日本語指導の実施
- ・日本語指導に活用できる教材の作成

公立小・中学校等への就学の機会の保障

- ・就学相談窓口の設置
- ・就学ガイダンスの開催
- ・関係機関と連携した就学案内（パンフレット等の作成・配布）

公立学校への円滑な受入れ

- ・初期適応指導教室（プレクラス）の実施
- ・日本語指導の補助を行う支援員の派遣
- ・子供の支援や学校と保護者をつなぐための母語がわかる支援員の派遣

指導・支援体制の充実

- ・帰国・外国人児童生徒等教育の拠点となるセンター校の設置
- ・域内の公立学校に対する巡回指導の実施
- ・対象児童生徒が少数在籍又は散在する地域における、指導・支援体制の構築・充実
- ・地域全体で取組を推進するための協議会の開催

進路保障

- ・域内の高等学校や公共職業安定所（ハローワーク）等との連携による、進路ガイダンスの開催
- ・高等学校における受入体制づくり（支援員の派遣等）



各地域の取組の実践交流

（担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねっと」への資料掲載 等）

- 公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制・支援体制づくりの推進
- 「特別の教育課程」の編成・実施を含めた、日本語指導が必要な児童生徒に対する指導・支援の一層の充実

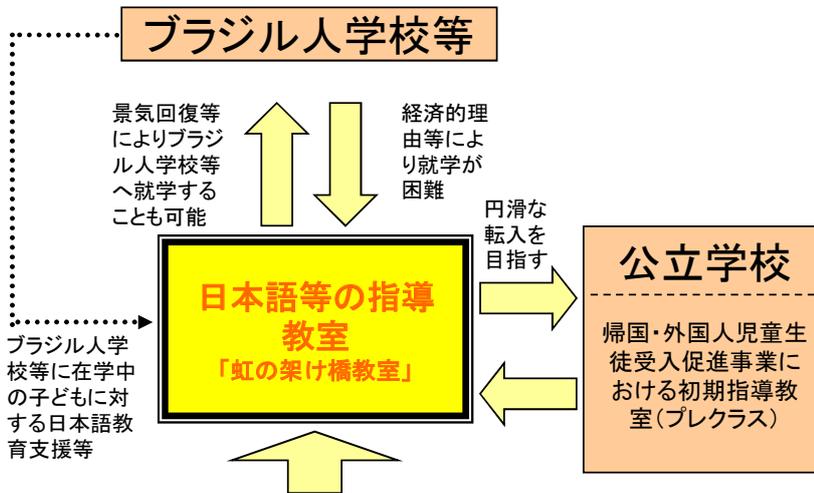
定住外国人の子どもの就学支援事業 — 虹の架け橋教室 —

平成21年度補正予算額: 約37億円

概要

- ・景気後退により、不就学・自宅待機となっているブラジル人等の子どもに対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場を外国人集住都市等に設け、主に公立学校への円滑な転入が出来るようにする。
- ・また、ブラジル人等の子どもを中心としたブラジル人等コミュニティと地域社会との交流を促進する。
- ・本事業は、平成26年度まで実施する計画である。

ブラジル人等の子どものための日本語指導等の実施



- 役割：ブラジル人学校等・公立学校にも通っていない子どもを対象に日本語指導等を実施。（ブラジル人学校等に在籍する子どもも受入れ可能）
また、ブラジル人等の子どもを中心とした地域社会との交流事業を実施。
- 対象：義務教育段階の子ども等
- 期間：原則6ヶ月程度
- 場所：外国人集住都市等において実施
- 内容：
 - ・日本語指導等を行う教員等
日本語指導や教科指導
 - ・バイリンガル指導員（ブラジル人教員等も含む）
ポルトガル語等の母語指導と教科指導の補助
 - ・コーディネーター等
ブラジル人等の子どもの公立学校への受入促進、地域社会との交流の促進等

文部科学省

拠出金
支出

国際移住機関(IOM) ＜「子ども架け橋基金」の設置＞

- ①周知・公募 ②申請 ③審査・採択・委託

地方公共団体等 (外国人集住都市等)

不就学・自宅待機のブラジル人等の子どもの受入れ
・日本語等の指導
・学習習慣の確保

日本語等の指導教室
「虹の架け橋教室」



今、先生としての国際協力に！

「自分の知識や技術を活かし、開発途上国と人々のために貢献したい」

そんな意欲と情熱を持っている方を公募し、派遣するのが、

JICAが実施する**青年海外協力隊事業**、**日系社会青年ボランティア事業**です。

これまでに世界の80以上の国々で、現地の人々と協働しながら、

開発に向けた国造りのために協力しています。

【**現職教員特別参加制度**】は、公立学校、国立大学附属学校及び私立学校の教員を対象に、

現職の身分を保持したままこれらの活動に参加できる制度です。

国際協力の意義 ～現職教員特別参加制度の発足について～

平成12年度に「国際教育協力懇談会」（文部大臣（当時）の私的懇談会）は、現職教員の青年海外協力隊への参加促進を目的とし、青年海外協力隊に現職教員を対象を設けた制度を設けることを提言しました。これを契機として、平成13年度に青年海外協力隊「現職教員特別参加制度」が、文部科学省と外務省、国際協力事業団（当時）及び都道府県教育委員会等の協力により創設されました。

現職教員は、指導業の作成、教材開発、各種技術指導など、子どもに密着した実践的な教育経験や能力を有しており、我が国の教育経験を活かした国際協力をすすめていくための重要な人材でも。また、途上国が発展していく中で、特に教育分野での協力が重視されており、この

要請に応える人材として教えるプロである現職の教員はまさに適任であるといえます。また、教員が開発途上国において国際教育協力に従事することによって、コミュニケーション・異文化理解の能力を身につけ、国際化のための素養を児童・生徒に波及的に広めることなど、帰国後に自身の経験を教育現場に還元することによって、将来の国際教育協力分野の人材の裾野を広げるのみならず我が国の教育の質を高めることにもつながります。

これまでも「現職教員特別参加制度」によって、多くの教員が派遣され世界各地で活躍するとともに、帰国後も教育現場等で隊員経験を活かしています。

現職教員特別参加制度の主な特徴

本制度では、現職の教員が参加しやすいように派遣期間や応募手続を設定しています。主な特徴は以下の4点です。

- 1) ボランティア参加期間が2年間であること
一般募集の場合、派遣前訓練（2ヶ月強）と海外派遣（2年間）とを合わせた期間が、ボランティア参加の期間です。一方本制度では、派遣前訓練と海外派遣期間を合わせて2年間としています。本制度の合格者は全て応募の翌年4月から訓練開始となり、2年後の3月下旬に帰国し、4月1日から復職が可能となるため、学年の区切りをまたぐことがありません。

- 2) 一次選考で職種別試験が免除されること
一般募集では「応募職種」にかかる技術力を一次選考の職種別試験（書類審査）と二次選考の面接で確認します。一方本制度で応募された場合は、一次選考での技術試験を免除します。

- 3) 法律・条例に基づく「派遣」であること
（公立学校教員の場合）

「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（派遣法）」、「関連条例の適用を受けての「現職参加」となります。（平成19年度に策定・施行された「地方公務員法の一部を改正する法律」に基づく「自己啓発等休業制度」に関する条例の適用を受けての派遣ではありません。）

（P.4-2.応募資格は？（1）参照）

- 4) 応募書類提出先が教育委員会、国立大学法人または各学校法人等であること

一般募集では応募書類をJICA（青年海外協力隊事務局）に提出しますが、本制度で応募される場合は学校長の推薦を得たうえで、公立学校教員の場合は教育委員会、国立大学付属学校教員の場合は国立大学法人、私立学校の場合は各学校法人等（以下「教育委員会等」）へ提出していただきます。（P.5-4.応募に必要な書類は？参照）



子どもたちが生き生きと参加出来る授業を意味し、現職教員に伝える隊員（小学校教員）／撮影者：佐藤高志



小学校の体育の授業で指導する隊員（体育）／撮影者：高橋孝史



小学校で、水の薬を体につけて紙を糊く工場の見学をする隊員（小学教員）／撮影者：藤原明夫



理科合宿を企画し、参加した生徒に実験の授業をする隊員（理科教員）／撮影者：今村雄志朗

教員の5つの資質・能力の向上





教員の皆様へ

1 どんな「職種」がある？

世界各地から要請される「職種」は全部で120以上あります。ご自身の知識・経験を踏まえて、応募職種をひとつ選んで下さい。要請元が現職教員特別参加制度の派遣期間（6月下旬～翌々年3月）について了解しているものであれば、どの職種にも応募いただけます。

なお、青年海外協力隊、日系社会青年ボランティアの代表的な職種・要請内容は以下のとおりとなります。

(1) 青年海外協力隊

代表的な職種

小学校教育、理科教育、数学教育、障害児・者支援、幼児教育、体育等

要請内容(例)

①小学校教育：小学校において1～6年生を対象に担任教師と共に算数の授業を担当する。教材を用いて生徒の理解を深める授業を実施する。他、教師に対して授業改善への助言をあたえる。また地域内の教師を対象とした研修会において、

算数の授業法の紹介等を行う。

②理科教育：理科教員、実験技術者と協働し、カリキュラムに沿った重要項目の実験計画を策定、実施する。実験技術者とともに、実験器具の管理や身近な素材でできる実験教材の開発に取り組み、理科のおもしろさを、実験を通じて生徒に知らせ、教員の質の向上に貢献する。

(2) 日系社会青年ボランティア

代表的な職種

小学校教育（※主に小学校での図工・音楽・体育等の指導の他、日本語及び日本文化指導等が期待されている）

要請内容(例)

小学校教育：日本語を必修科目とする学園において、日本文化（書道、折り紙など）と情操教育（音楽または図工）で得意な分野の指導を行い、同時に日本語授業の補助指導を行う。また学校行事（委員会活動、課外活動、学芸会）の企画・実行への協力も期待されている。



撮影者：関健作

2 応募資格は？

参加希望教員は以下の各項の全てを満たしている必要があります。

- ① 「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（法律第79号昭和62年6月制定）」の適用を受けているまま青年海外協力隊／日系社会青年ボランティアに参加可能な地方公務員の教員であること（公立学校教員の場合）
- ② 現に「教諭」として勤務し、参加年度当初に勤続3年以上の実務経験を有すること
※教育委員会等によっては、3年ではなく5年以上の実務経験が条件となることもあります。詳細は所属の教育委員会等にご確認ください。
※栄養士や実習助手など現職が「教諭」でない方については、本制度の対象にはなりません。但し一般の応募方法により現職を保持したまま参加することは可能ですので、参加を考慮している方は原簿提出前に所属の教育委員会等にご相談下さい。
- ③ 日本国籍を有すること
- ④ 年齢が20歳～39歳までの方（募集期間の最終日現在）
- ⑤ 心身共に健康であり、開募途上国での協力活動に支障がないこと
- ⑥ 単身で赴任できること（家族同伴の参加は認められておりません）
- ⑦ 語学力の向上や新たな外国語の習得に努力を惜しまないこと
- ⑧ 参加期間終了後も引き続き教員として勤務する熱意を有すること

3 参加にあたっての待遇は？

主な待遇
(生活費等)

渡航費	往復に要する航空運賃、国内旅費、移動料等をJICAが支給します。
現地生活費	国ごとに定められた額をJICAが支給します。 この金額は、派遣国の平均的な給与と生活経費に基づいて定めています。
住居	要請する側の責任として相手国政府が準備するのが原則ですが、これが不可能な場合は、JICAが住居手当を支給します。（実費相当額、ただし上限あり）。
災害保障制度	労災保険特別加入、災害保障制度、共済会などの制度を設けています。
派遣前訓練経費	参加費、宿泊費、食費：無料 訓練所への移動旅費：JICA規程により支給

なお、参加期間中、上記のほか、所属の都道府県、国立大学法人または各専修学校から、教員として給与が支給されます。詳しくは所属の教育委員会等にご確認ください。

4 応募に必要な書類は？

参加希望教員は、

- ▶ ①「応募者調査」と②「応募用紙」を学校長に提出します。
- (学校長は、③「青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア参加希望教員推薦書」とともに、上記両文書を所属の教育委員会等に提出して下さい。(P6-1,募集・推薦の仕組み参照)
- ▶ ④「健康診断書」については、期限に間に合うようように受診し、密封した上で、所属の教育委員会等に提出して下さい。

※①～④の書類は、JICAのホームページからダウンロードして作成して下さい。ただし、書類のホームページ掲載は、毎年5月上旬頃となります。

※その他の情報をご確認ください。

JICAホームページアドレス：
<http://www.jica.go.jp>

5 応募にあたっての所属先への確認事項は？

教育委員会等によっては、本制度を適用して派遣される年度ごとの教員の人数に制限があるところもありますので、応募にあたっては、所属の教育委員会等へ必ず事前に確認して下さい。



撮影者：今村健志朗

健康診断について～協力隊受検には「健康」が一番！～

健康診断の留意事項

- ① 参加希望教員が各自で病院等に予約して受診して下さい（受診料は自己負担となります）。この際、検査項目が多岐にわたりますので総合病院等での受診をお薦めします。また、受診から診断書作成までは1～2週間程度の時間を要する場合がありますので、期限に間に合うようにご留意下さい。
- ② 健康診断書用紙は、上記のJICAホームページからダウンロードして下さい。

JICAボランティアの活動地域の多くは、日本と異なり自然環境や生活環境等が厳しく、また医療事情、衛生状態も悪い開発途上地域です。今までに派遣された隊員の中には、派遣先で体調を崩し、療養一時帰国または任期途中で早期帰国を余儀なくされた例が散見されています。このような事態を避けるためにも、受検時の健康診断では、2年間の協力隊活動が支障なく行えるかどうかを基に、協力隊としての健康に関する適正な健康診断結果及び派遣先の状況等も考慮した上で、総合的に判断して下さい。

上記の健康診断書の送付をお願いしているのはこのような目的であることをご理解下さい。



教育委員会／国立大学法人／学校法人 学校関係者の皆様へ

文部科学省では、JICAボランティア事業に環職の教員が参加することは、その経験が教育現場に還元できるなど有意義と考え、積極的に参加促進に取り組んでいます。参加を希望する教員の意欲を汲んでいただき、派遣にあたって特設のご配慮をお願いします。

1 募集・推薦の仕組み

本制度では、文部科学省は、教育委員会等から提出された参加希望教員について、書類選考の上、JICAに推薦します。

- 文部科学省から都道府県・指定都市教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び各高等学校人（以下教育委員会等）に対し、参加希望教員のとりまとめを依頼します。
- 教育委員会等は、管下（設置）の教育委員会、学校長に依頼・推薦依頼をしていただき、参加希望教員を取りまとめのため、①「応募者調書」、②「応募用紙」、③「青年海外協力隊、日社会青年ボランティア参加希望教員推薦書」を文部科学省大臣官房国際課長宛てに提出して下さい。なお、派遣教員数に人数がある等コメントがあれば併せてお知らせ下さい。
- 教育委員会等は、④「健康診断書」を取りまとめの上、文部科学省大臣官房国際課国際協力政策室宛てに提出して下さい。（健康診断書作成には1～2週間程度を要することもあります。教育委員会等においては、期日までに文部科学省に提出できるよう、教員への受診の周知及び教育委員会等における取りまとめ時期についてご配慮をお願いします。）

2 給与面の取扱い及び処遇について

教員の派遣期間中の給与については、JICAから支給割合は異なります。なお、現地の生活費はJICAから別途支給されます。
(P.5-3.参加にあたっての待遇は？参照)
詳しくは、JICAまでお問い合わせ下さい。
(最終員「問い合わせ先」参照)

都道府県、国立大学法人及び各高等学校等（以下都道府県等）に対し人件費の8割を上限として補てんが行われます。従って、都道府県等の判断により、教員の派遣中に10割の給与を支給する場合、都道府県等において給与の2割を負担していただくこととなります。（都道府県によ

募集・推薦の基本的な流れ



選考・結果通知の基本的な流れ

一次選考（健康に関する審査）及び二次選考の場合いずれも同様の流れとなります。



JICAで選挙の上、含否結果を文部科学省に通知(※)
文部科学省は、含否結果を教育委員会等に通知。
※JICAは、文部科学省に連絡すると同様に、応募教員本人へも含否結果を通知します。





OB・OGストーリー

現職教員特別参加制度を利用して派遣された方や、現在、日本の教育現場で活躍している教員の方々に、派遣までの経緯、現地で活動、帰国後の教育現場へのボランティア経験の還元事例などについて語ってもらいました。

山添 華代さん

(ニカラグア小学校教諭・平成22年度派遣)
奈良県豊城市立新庄小学校

小学生の頃世界の四つ角のことを学習したことが、私の協力隊への道の始まりだったのかもかもしれません。小さい頃からの夢であった小学校の先生として働きだしてしばらくして、「現職教員特別参加制度」を知り、「これだ」と思い、応募しました。ニカラグアでは、算数教育に携わりました。現地の小学校では、先生たちと一緒に算数の授業を計画したり、実際に授業をしたり、先生方への研修なども担当しました。協力しに来てほしいというより、自分自身を鍛えてもらっている、今までそんな1年9か月が過ぎました。現在は、5年生の担任をしています。クラスにホンジュラスからの転入生があり、学んだスペイン語がとて役に立っています。しかし、スペイン



語を話せることより役に立っていると思うことは、ホンジュラスの隣のニカラグアで生活して得た、体が覚えていく感覚や価値観を共有出来ることです。その外国籍の子どもと私の間には、時々、中米にいるような雰囲気さえ流れます。そして、それをクラス全体が自然に感じ、受け入れてくれるのです。外国籍の子どもと日本の子どもたちをつなぐ役目としても、協力隊経験は生かされています。

私が小学生の頃の外国は、地図帳の中にあるものでしたが、このクラスの子どもたちにとっては、身近なものとなっているようです。同時に、この子たちが持っている可能性を上げてくれてるよりに感じます。



「他国の教育現場を見てみたい」、「世界平和の一端になりたい」という2つの思いから、青年海外協力隊に参加しました。家族（妻と娘）がおり、さらに妻のお腹には新しい命がある中でも、妻が参加を後押ししてくれたのはありがたかったです。このような事情から、退職参加は考えられず、現職教員特別参加制度は不可欠でした。

フィリピンでは田舎町にある小学校の特別支援学級に配属され、1人の重い自閉症の子どもと向き合い続けた約1年半でした。私が担任するまで、特定の本を見ることしかしなかったこの児童が、ペンをもって字を書いたり、クレヨンで色を塗ったり、紙のりを使って工作をしたりと、じつくり時間をかけて、授業の活動を広げていきました。

フィリピンは、障害があることを日本ほど気にしていません。「誰かが助けてくれる」文化、「ものを分け合う（シェアリング）文化等が根付いており、現地の町でただ1人の日本人だった私も、周りの人々が温かく迎えてくれ、皆が助けてくれました。

派遣前も派遣後も小学校の情緒障害等連絡指導学級で、発達障害の子どもたちの支援をしていました。フィリピンのことを題材に、「話を聞く指導」や「質問の仕方指導」等をした時には、題材に興味をもつ児童が多く、とても指導がしやすくなりました。実践に基づいた話は、子どもの中に響きやすいと感じています。

水野 博子さん

(ブラジル日系社会青年ボランティア小学校教諭・平成21年度派遣)
愛知県瀬戸市立万葉中学校

「何か新しいことにチャレンジしたい。」

「自分の力を試してみたい。」

それが、私が日系社会青年ボランティアに参加したきっかけでした。

現地での活動の主たるものは、ポルトガル語を使って現地の人々とより多くコミュニケーションをとること。一見簡単そうに見えるそれは、必ずしも容易なことではありませんでした。特に自分が主体となる活動が無い中での日々の生活は、孤立感・孤独感でいっぱいでした。「帰国後の還元」を大々く謳われていた自分の立場を鑑みると、1年9か月間かと言った焦燥感のようなものが常に頭の中にありました。帰国後、私は市内で最も外国人生徒が多い中学校に赴任になりました。その中でも南米にルーツを持つ生徒が多かったのですが、どの生徒もある程度の日本語を話すことができた、学校生活でポルトガル語を使用することはほとんど

んど無く、「こんなことで、ブラジルに行った意味があるのだらうか…」と感じていた矢先、こんな出来事がありました。それは、自分の学級の個人懇談が終わり教室を片づけていた時のことです。外国籍生徒の保護者の方が教員、私を訪ねて来てくれ、こう言ってくれました。

「先生が言葉や文化の壁を乗り越えてブラジルに二年も頑張ってきたことが、日本語をあまり理解できない私たちの子ども達の親戚につながっています。先生は子どもたちの夢であり、私たち保護者にとっての天使です。ありかとう言葉になくても、遠い異国の地で生活する辛さや苦しさを感じても、先生が、私が、私が毎日どんな時でもできる帰国後の還元だと思っています。私はブラジルで何か大きなことを成し遂げたいわけではありません。しかし、ただただ笑顔で彼らの気持ちの一番近くに寄り添っていきたい。そう感じています。」

鈴木 陽裕さん

(タンザニア・理教科教師・平成20年度派遣)
学校法人千葉敬愛学園敬愛学園高等学校

大学院の修士課程2年生で公立の教員採用試験に落ちたと、講師としてこのまま働くよりも、教師として、時間を自由に使える今しかできない経験が積みたいと思い、青年海外協力隊に参加しました。

タンザニアのダルエスサラームから16時間かかるソンガアという町にある「ランゲアボーイズセカンドリースクール」にて理教科教師として活動しました。内容はForm5～Form6（日本の高校2～3年に相当）の生徒に生物の授業を行いました。初めは教壇に立ったといこともあり、日々の教材研究に必死でした。重言葉の壁や価値観の違いから、様々なことが思い通りにならずには苦しい時期もありましたが、生活にも慣れ、思い通りにならぬことが当たり前だ前だと思えたころ、いろんなことを楽しめるようになり、素直に感謝することができるようになりました。

二ア教育研究会として、タンザニア人教師と協力隊間で模範

授業をし合うワークショップや、学費を払えず学業を継続できない生徒に対する奨学金の給付を行いました

帰国後すぐに講師として地元である青森の公立高校で半年間働き、そこで生徒を対象に体験談を話したり、現地の活動写真を披露しました。その後、千葉県にある現在の高校（私立敬愛学園高等学校）に赴任。生物教師として働くだけでなく、ホームルームの時間等を活用し、体験談を生徒に伝えていく。また国際交流課にも所属し、短期留学の引率でニューージーランドに行くなど、留学関係の仕事も担当しています。

教育は、国や言葉には関係なく、もともと思い通りにならないことが多いもの。協力隊での経験を通して学んだ何んでも様々な価値観があることと、人生何事も思い通りにいかないことを学ぶことが出来ること、生徒に本当に伝えたいことであり、今の私の教師人生に役立っていると思っています。





JICAボランティアへの現職参加で「頼もしい教員」の資質が育つ

静岡県教育委員会 教育長 安倍 徹

視野の拡大を期待して現職参加を推奨

当県では、教員が目指すべき姿を「頼もしい」という言葉で表現しています。具体的には、「教育活動への深い理解と熱意」、「専門領域への精通」、「広い視野」、「心身の健全」といった資質を備えることで、児童・生徒に信頼される教員像をイメージしています。教員研修の体系も、こうした教員の養成につながるよう「JICAボランティアへの現職参加」を「特別研修」のひとつとして位置づけ、これを奨励しています。開発途上国での活動や異文化体験によって「広い視野」を中心とする幅広い資質の向上が期待できるからです。毎年、「現職教員特別参加制度」によって5人程度の教員が協力隊に参加しており、現在も11人が派遣中です。

子どもの心の内を察する力

JICAボランティアを体験した教員の働きぶりを見ていると、異文化社会でボランティア活動に取り組む経験は、実際、日本では得られないさまざまな気づきや学びがあり、教員としての資質を高めてくれるものだと実感します。特に私が重要だと考えているのは、「子どもの心の内を察する力」が養われる点です。

教員というのは普段、いわば「強い立場」に置かれています。何かを「教える」人間だからです。ところが、ボランティアは派遣国で現地社会のメインリテラシーとして「弱い立場」に置かれます。その土地の言葉も文化もよくわからぬという心細さや孤独を体験することにより、「弱い立場」に置かれた人間の内面をより深く理解できるようになります。これは教員として非常に貴重な体験です。児童・生徒は誰でも多かれ少なかれ孤独や不安、悩みを抱えており、そうした心の内を察することは、教員が役立ち、信頼されるための大前提だからです。

当県の場合、浜松市や豊田市を中心に、ブラジル人やペルー人など外国人の児童・生徒が大勢います。彼らは当然、日本人の子どものように心細さを抱えていたため、教員には子どもたちの心の内を察する力がより強く求められます。



外国人の児童・生徒に対処するうえで、JICAボランティアの経験で得られる語学力や異文化についての知識などもおおいに生きてきます。子どもたちは日本語への慣れも早いのですが、保護者の方々は日本語がほとんどわからぬという方が大半です。そういうなかで、「子どもの体調が悪くなった」「子どもが給食の献立を嫌がって食べない」といった話を保護者に伝えなければならぬような状況での対応能力は、JICAボランティアを経験した教員とそうでない教員とでは、格段の差があります。

教員研修ではJICAボランティアの体験談の発表も

JICAボランティアに現職参加した当県の教員の中には、帰国後、地域活動に積極的に関わっている人もいます。これは、JICAボランティア経験で養われた行動力のひとつの表れではないかと思えます。ある女性の高校教師は、地域のボランティアグループによる途上国支援活動に協力しようとして、勤務先の学校の生徒たちに募金活動と呼びかけたりしています。このように、教員が学校の中で仕事をしながらとどまらず、地域に出て、教員以外の人たちとともに社会貢献活動などに取り組むという、教員子どもたちに良い影響を与えます。そういう教員の姿を見て、子どもは視野が広がり、地域社会に積極的にかかわってほしいという意欲などにつながっていくからです。

一方、JICAボランティアを体験した教員は、同僚の教員たちにも良い刺激を与えてくれます。すべての教員がJICAボランティアに参加するというのは難しいですが、参加した教員が周りにいるならば、その人から学ぶことができます。そのため、当県では教職経験5年の教員を対象にした研修のなかで、JICAボランティアを体験した教員に体験談を話してもらって話を聴けたりもしています。

以上のように、JICAボランティア経験は「頼もしい教員」の養成にさまざまな形でつながると評価していますので、当教育委員会では今後、これまでに現職参加の取組を拡大していきたいと考えています。(略)

日系社会青年ボランティアにおける現職教員特別参加制度の適用

本制度は、青年海外協力隊のみならず、日系社会青年ボランティアにも適用されています。

中南米地域の日系社会で、自分の持っている技術や経験を活かしてみたい。そうした意欲を持っている青年を派遣し、支援するのが日系社会青年ボランティアです。

現在、中南米には260万人以上の日系人が住んでいます。JICAは彼ら日系人/日系社会及び中南米地域の今後のいっそうの充実と経済社会の発展に向けて取り組んでいくための支援として、1990年よりボランティアを

派遣してきました。技術協力と同様に、日系人社会の人々の心に直接触れ合い相互理解を深める、草の根の友好・親善が促進されることを目指しています。

一方、日本国内には各地に居住する日系人子弟がおり、学校現場では、「多文化共生」の観点からも彼らの言語や生活を理解する人材が必要となっています。

このような状況のもとで、日系社会青年ボランティアに現職の教員を派遣する制度が平成20年度に創設されました。(派遣対象国：ブラジル)

1 学校教育現場における意義・教育現場からの期待

国内における教育上の課題が多様化する中で、一層の教員の資質向上が求められています。帰国教員はボランティア経験を通じて、コミュニケーション能力や異文化理解能力等を向上することが期待されており、それら教員の資質向上が一層の質の高い日本の教育へ繋がることを期待されています。

期待される内容

- ①ポルトガル語で児童や保護者とコミュニケーションが出来る。
- ②日系人子女が育って来た社会的な環境（現地の生活習慣、文化・社会習慣）を把握している。
- ③日系人子女が育って来た教育環境（現地の教育制度、教科指導のあり方、保護者と学校のかかわり方）等について把握している。

外国人児童が在籍する学校にて、バイリンガル教員として外国人児童への教育や保護者への対応において活躍することが期待されています。

2 途上国における意義・途上国からの期待

中南米諸国の日系人社会は彼ら日系人子女への日本語・日本文化等の継承に対する関心が強く、また、日本の学校運営や情懷教育についても強い関心を示しています。

この様な背景のもと、日本の教育現場での実務経験豊富な教員の派遣が期待されています。

募集内容

- (1) 派遣対象国：ブラジル
- (2) 対象職種：小学校教育等
- (3) 活動内容：主に小学校での図工・音楽・体育等の情緒教育支援、学校行事（委員会活動、課外活動、学芸会）の企画・実行への協力、また、日本語及び日本文化指導が期待されています。
- (4) 年間派遣人数：10名程度
- (5) 派遣時期：4月～6月にかけて派遣前訓練・研修 6月下旬～翌年々の3月まで派遣
- (6) 応募時期：通常、日系社会青年ボランティアの募集は秋募集のみ実施しておりますが、現職教員特別参加制度（日系社会青年ボランティア）の募集は春募集のみ実施しており、秋募集は実施していません。

現職教員特別参加制度の調査研究

青年海外協力隊「現職教員特別参加制度」による派遣教員の社会貢献と組織的支援・活用の可能性

「現職教員特別参加制度」に参加した教員は、帰国後、途上国における経験や日本の教育現場や地域社会に還元・貢献する活動を自ら希望しており、かつ周囲からも期待されています。コミュニケーション・異文化理解の能力を身に付け、国際化のための業責を児童生徒に広く波及することなど、帰国後に自身の経験を教育現場に還元・貢献する活動を行うことは、将来の国際教育協力分野を担う人材の視野を広げるのみならず、わが国の教育の質を高めることにつながります。

そこで、文部科学省とJICAは教育委員会等の協力を得て、帰国後の制度参加教員による還元・貢献活動の動向や具体的な活動事例、そしてそのような活動を組織的に支援し推進している教育委員会などの事例を把握するために、本調査研究を実施し、報告書にまとめました。

報告書URL：<http://library.criced.tsuba.ac.jp/educate/ocv.html>

報告書概要パンフレットURL：<http://www.jica.go.jp/volunteer/outline/publication/pamphlet/index.html#panf9>

調査期間：2009年10月～2010年3月

対象：教育委員会、制度参加教員の所属学校長、制度参加教員

1. 経験教員自身の変化／教員としての資質や能力の向上

本調査研究における経験教員へのアンケート結果からは、本制度への参加経験が、教員の資質・能力の向上につながっていることが分かります。

コミュニケーション能力



- 相手の理解度の確認や自分の話すスピードへの意識が高くなった。
- 言葉だけでない部分でのコミュニケーションを重視するようになった。
- 伝えたい要点をシンプルかつクリアに示すことが出来るようになった。
- 身ぶりや表情などをより多く使うようになった。

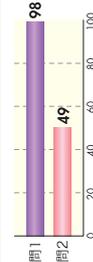
問題への対応能力・概念化能力



- 相手の理解度の確認や自分の話すスピードへの意識が高くなった。
 - 一つの課題を解決するのに広い視野で物を見たり、多方面から考えたようになるようになった。
 - 困難な場面においてより構造的に多方面から方策を考えたり、以前より問題の本質が何処にあるかを考えることが多くなった。
 - 様々なパターンを予想しつづ計画を立てるようになった。
- (問題解決的な学習活動の実践)
- 協力的な学習の時間に生き方を際す体験学習を行った。
 - 学内外の課題解決に子どもたち自身が取組む活動を行った。
 - 日常生活の中で、子どもたちが自分で考え、自分で判断して活動できるよう工夫した。

日本の教育の再認識

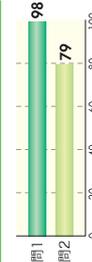
- 問1 異なる国の教育現場の体験が、日本の教育の再認識につながった
- 問2 それが帰国後の教育の質の向上に向けた取組みにつながっている



- 教材やカリキュラムがあることの素晴らしさを再認識し、教材研究、カリキュラム研究を積極的に実施した。
- 教科指導だけでなく、教育行政についても問題意識を持つようになった。
- 世界と自分、日本と自分、そして自らの将来について、意識させながら各教科の指導を行うようになった。

異文化理解

- 問1 JICAボランティアの経験により自身の異文化理解が進んだ
- 問2 それが児童生徒や同僚などに対する異文化理解の取組みにつながっている



- 現地経験を通じて、異なる「常識」があることを認識した。
- 異文化に起因する価値観の相違からくる諸問題への対応能力が向上した。
- 家族を大切にす文化、物事をおおらかに包み込む文化、懐深く人を受け入れる文化の素晴らしさを理解した。

2. 教員による多様な場面での還元と貢献

今回の調査を通じて、本制度参加教員が、派遣中・後における多様な領域・場面での活動を通じて、我が国の教育の充実にも貢献していることが明らかになりました。

● 経験教員による多様な場面での還元と貢献

経験教員は、帰国後の学校において、国際交流や国際理解の分野で活躍することが期待されていますが、その分野のみならず、コミュニケーション能力など資質の向上により、通常の教科指導や生徒指導、外国語活動においても、自身の経験を活かして活躍することができま。また、約2年もの間、日本を離れ、現地に滞在して生活した教員は、日本の学校に在籍する外国籍児童やその保護者へも柔軟な対応・支援が出来ます。さらに、いこの大切さを伝えたり、環境や福祉をテーマに児童と活動したり、年次研修で講師を務めるなど、授業内外、学校内外に問わず活躍しています。

3. 教育委員会による組織的な支援や活用

今回の調査を通じて、教員の経験を活用するにはその組織的な支援をすることが重要であり、教育委員会等によりそうした取組が行われていること、そして教員の活躍の場を広げるために、そうした取組を一層拡充することが必要であることが分かりました。

● 外国籍児童の多い学校への経験教員の配置

横浜市教育局では、「全学的観点に立った適材適所の人事を徹底する」こと、「教員の人材育成、能力開発および学校組織活性化のための人事異動に努める」ことを基本原則としている。この原則に従い、帰国した青年海外協力隊等経験教員については、特に国際理解教育等に關して、教員が有している様々な能力を十分に発揮できる人事配置に努めている。これまでも、外国人児童生徒が多数在籍し、国際教室が開設されている学校へ教員を配置している。

● 初任者研修における経験教員の活用

埼玉県教育委員会（埼玉県総合教育センター）では、小・中学校初任者研修において、経験教員による講義（国際理解教育・環境教育の意義と実際）を実施している。本講義は、経験教員が開発途上国の現状や日本との関わりについて、自身の経験や実践を踏まえた具体的な講義を実施することにより、小・中学校初任者教員の視野を広げるとともに、国際理解教育や環境教育について理解を深めることを狙いとして実施している。

派遣中の先生より

日本の子どもたちとの交流

二井 はるみ
(ブラジル日系社会 青年ボランティア
小学校教諭、H23年度派遣、静岡県)

ブラジルで活動を始め、半年ほどたった2011年12月、静岡県沼津市立今沢小の6年生からメールで質問が来ました。

「ブラジルは今何時ですか？今は暑くて本当ですか？日本を離れていけますか？」

「日本食はブラジルで食べられるんですか？日本を離れてどう思いますか？」
沼津市が取り組んでいる「言語科」の授業の中で、ブラジルの場所や私教員海外活動マップ」のサイトを見て、ブラジルの場所や私の活動内容を調べたのだそう。

静岡県には、青年海外協力隊のOB・OGで作るメーリングリストなどのネットワークがあります。その中から現職の先生との繋がりが生まれ、今回のメール交流に至りました。

12月、ブラジルは卒業式が終わり、ちょうど夏休みの季節でした。子どもは学校いませんでしたが、私とのやりとりの中でブラジルという国や国際協力についてとても興味を持ってくれたようでした。夏休みの終わった2月、さっそく中学生の子どもたちに日本からメールが来たことを知らせました。

すると、
「日本は今冬の？雪も降るのかな」
「日本の子どももサッカー好きなんだ。どのチームが好きか。」

「クラブワールドカップでサントス対日本に行っていたんだよね。ナイマール見たかあ。」

「やさそぼとが青司とか、私も日本食大好き。日本にもブラジル料理はあるのかな？」
日本からのメールに子どもたちは興味津々。さっそく返事や質問を今沢小の先生に送りました。速い(日本)という国が、この交流を通して、くっつく身近に感じることができるようになりました。

翌年夏、今度は在籍校の三浦市立錦田小学校の6年生からビデオレターと手作りの新聞が届きました。総合的な学習の時間の中で作成したという学校紹介と地域紹介の作品でした。
日本語がわかる子どもは少ないので、内容をすべてを理解するのは難しかったようですが、靴を履き替えて学校に入る様



子や、委員会や係といったこちらの学校にはないシステムなどを見て、驚く子どもも多かった。

「ブラジルやミラソウの紹介新聞も作って日本に届けたら」という声が響き、中学生を中心に新聞作りが始まりました。ひらがな、カタカナを書くのがやっとな...という子どもたちが日本語で手紙を書くのは至難の業。それでも、学校・地域の紹介新聞と、一人一人に宛てた手紙を一生懸命書き上げました。「読んでくれるかなあ...」と心配しながらも、顔はとってもらいそうでした。

錦田小学校の6年生に作品と手紙を届けると、お返しに日本からのメッセージも受け取りました。ローマ字で書いたり、ポルトガル語を調べて書いてくれた子どももいて、とても驚き、喜んでいました。

11月の文化祭では、日本の環境問題への取り組みについて調べることになりました。在籍校の錦田小学校は「エコスクール」ですので、学校内の様子を写真に撮って送ってもらい、それをもとに学校内の仕組みや施設の様子などについて子どもたちに説明をしました。

するとその後、
「先生、日本の子どもたちにメールで質問してもいいかな？」と相談がありました。そこで、再びメールで質問を送ることになりました。

「環境を守るために、気をつけていることはありますか？」
「日本ではゴミを細かく分別すると聞きましたが、本当ですか？」

「エコスクールでよかったです。逆に面倒だなと思うことはありますか？」

缶やペットボトル、再生紙などリサイクルの考え方や、エコバックや節約など子ども達の持っている気をつけていることに驚いていました。「ブラジルもこれから環境について考えていかねばいけないと思う」と感想に書いていた子どももいました。

小さなやりとりがもたらしますが、子どもたちが世界に目をむけるきっかけがはげしくなっています。日本から送られたブラジルですが、これからは、そして帰国後も、世界の国々で、お互いの感情が行き来するよう、豊かな交流を生む手助けができればとも思っています。

よくある質問

Q1 青年海外協力隊・日系社会青年ボランティアとは何ですか？
青年海外協力隊とは、自分の持っている技術・知識や経験を開発途上国の人々のために活かしたいと望む青年を派遣するJICA（独立行政法人国際協力機構）の事業です。日系社会青年ボランティアは、青年海外協力隊と同様の活動を活動対象地域を中南米地域の日系人社会に限定して実施する事業です。

Q2 現職の身分のまま派遣され、帰国後復職できるのでしょうか？
【現職教員特別参加制度】は、公立学校、国立大学附属学校及び私立学校の教員を対象にして、現職の身分を保持したまま青年海外協力隊等に参加できる制度です。帰国して、再び教員として活躍いただけます。

Q3 現在40歳なのですが、応募できますか？
青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア【現職教員特別参加制度】に応募できるのは、募集期間の最終日現在39歳以下の方に限ります。40歳から69歳の方は、「シニア海外ボランティア」の対象になります。この場合、現職教員特別参加制度はありませんが、所属の教育委員会等の承諾があれば現職を保持したまま参加することができます。

Q4 健康診断が大変厳しいと聞きましたが、本当ですか？
ボランティアの選考での「健康診断」は生活環境が厳しく医療事情の劣悪な地で2年間生活することに耐えうるかどうかを判断するため、比較的に厳しい基準が設けられています。「健康診断」で不合格となる人の原因として多いのは、栄養障害、やせすぎ、肥満、婦人科疾患、ストレス疾患、皮膚疾患、貧血などです。日々の生活から、過度の飲酒や睡眠不足、過労を避け、バランスの良い食事を摂るなど心がけて下さい。

Q5 語学に不安があるのですが…
語学に不安があるからといって受検をあきらめる必要はありません。JICAでは、派遣前訓練において語学を習得する機会を設けていますし、自己学習の支援等も行っていきます。何より、新たな言語の習得に対する努力を惜しまないことが重要です。また、協力隊の選考では、現職点での語学能力のみをもとに審査するのではなく、今後の学習による語学習得の意欲をみつつ、派遣される要請とのマッチングを行っています。

Q6 現在、小学校の教諭ですが、「理科教育」に応募できますか？
小学校教諭だから必ず「小学校教育」に応募しなければなりません(他の職種には応募できない)ということはありません。どの職種にも応募できます。例えば理科の免許を所持していたり、実験が得意であればその資格や特技を活かして「理科教育」、パソコンが得意であれば「PCインストラクター」といった職種に応募することが可能です。

Q7 派遣国での安全管理はどうなっていますか？
隊員が派遣されている国にはJICA事務局が設置されており、安全面、健康面での後方支援を行っています。具体的には、安全情報の提供、安全性の高い住居の選定、平時・緊急時の連絡手段確保のための携帯電話や無線機の貸与などです。健康管理面では、医療従事者等支援要員の配置、現地での健康診断受診（1回/年）、医療保険体制、緊急多送体制などです。

Q8 平成21年度より教員更新制が導入されましたが、派遣中に修了確認期限が来る場合どうすればよいのでしょうか。どのような手続きが必要ですか。
外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること等の事由がある場合は、修了確認期限を延期できることとなっております。このため、修了確認期限の2カ月前までに免許管理者（勤務している学校の所在する都道府県の教育委員会）に対して申請を行い、修了確認期限の延期をした上で、帰国後に免許更新講習を受講することが必要となります。必要ない場合は以下の通りです。
教員本人：修了確認期限の2カ月前までに免許管理者に対して修了確認期限の延期の申請を行う。
教育委員会：修了確認期限の延期を行う。

※教員更新制については、今後制度の見直しが行われる可能性がありますので、最新情報をご確認ください。

お問い合わせ先

国際協力機構 (JICA)
青年海外協力事務局 参加促進・連絡支援課
〒102-8012 東京都千代田区二番町セナタービル
TEL: 03-5226-9323 FAX: 03-5226-6379
E-mail: jvpc@jica.go.jp URL: http://www.jica.go.jp

文部科学省
大臣官房国際課 国際協力政策室
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL: 03-6734-3270 (直通) FAX: 03-6734-3669
E-mail: kokok@met.go.jp URL: http://www.met.go.jp

【厚生労働省】就学前の外国人幼児、保護者への支援について

保育所保育指針
解説書



保育所保育の目的

保育所は健全な心身の発達を図ることを目的とし、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であらなければならない。(保育所保育指針より)

外国人幼児への対応

児童福祉法に基づく認可保育所に入所する乳幼児については、国籍による差別は存在せず、保育の必要な外国籍の方でも入所することが可能。

保育所保育指針により、子どもが「外国人など、自分とは異なる文化を持った人に親しみを持たせよう、保育士等が、一人一人の子どもの状態や家庭の状況などに十分配慮するとともに、それぞれの文化を尊重しながら適切に援助すること、子どもの国籍や文化の違いを認め互いに尊重する心を育てるよう配慮することとしている。

保育士等は、子どもが文化の多様性に気付き、興味や関心を高めていくことができるよう、子ども同士の関わりを見守りながら、適切に援助すること、また、子どもや家庭の多様性を積極的に認め、互いに尊重し合える雰囲気をつくり出すことに努めているところである。

外国人幼児の言葉の問題について

保育所保育指針では、「生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと」としている。

保育所保育指針では、子どもの発達過程において、おおむね3歳で、話し言葉の基礎ができてくるとしており、子どもが理解する語彙数が急激に増加し、言葉を交わす心地良さを体験していく時期であるため、乳幼児期の言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養うことについて、支援することが必要であるとしているところである。
なお、子どもの育ちや保護者をめぐる環境、保育所をめぐめる環境が様々に変化するなかで、保育所の役割、機能を再確認し、保育の内容の改善を図ることも重要と認識している。

現在策定中の「幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)」においては、言葉の問題も含めて今まで以上に小学校との連携強化が必要との議論もされているところである。

外国人との共生社会の実現 に向けた取組について

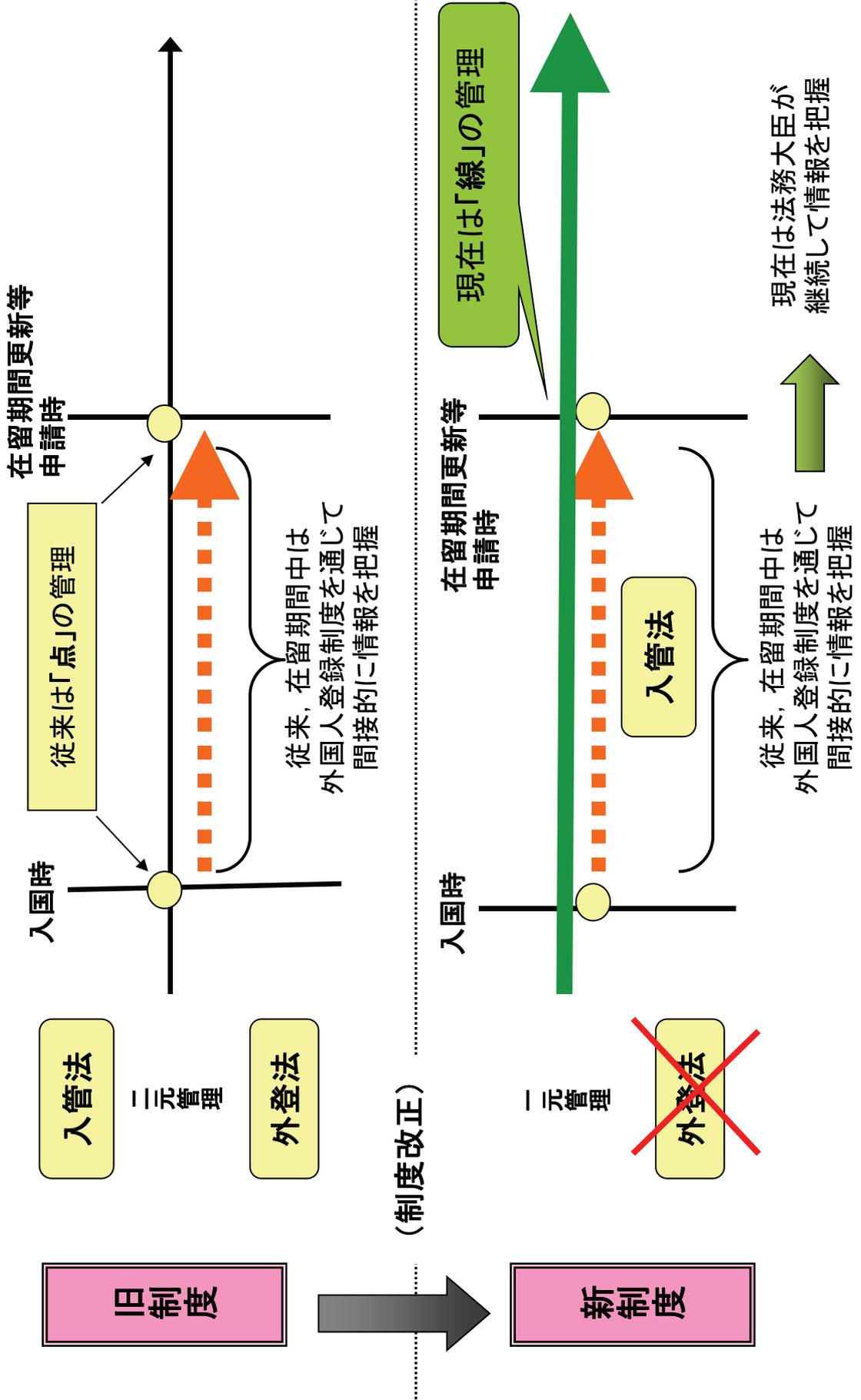


平成25年10月

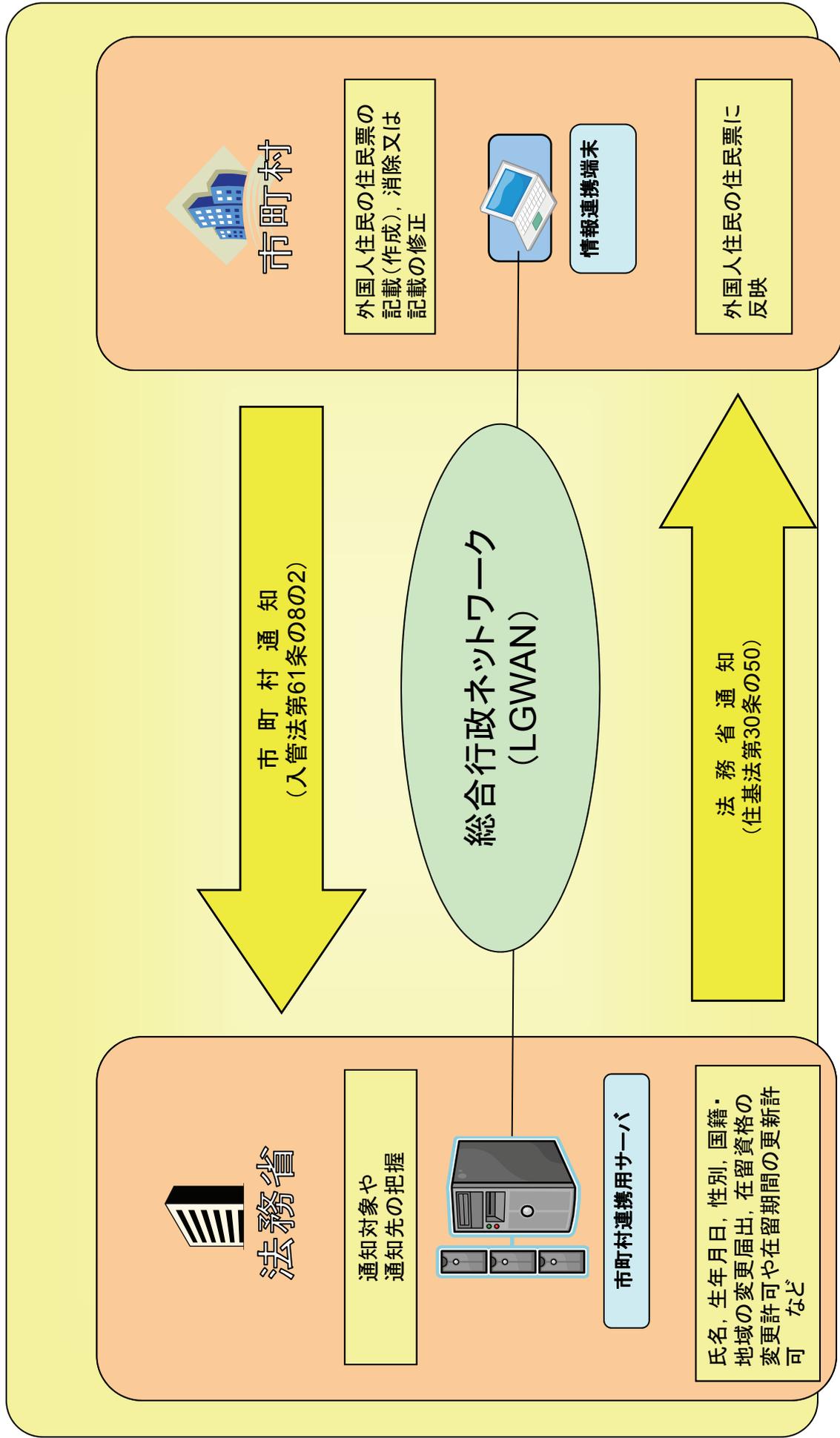
法務省入国管理局

制度改革の背景及び概要

新しい在留管理制度のコンセプト



制度改正による法務省と市町村の情報連携



外国人登録制度廃止後に指摘される問題点

施行後の状況

平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止されたことに伴い、それまで地方自治体が作成・所有していた外国人登録原票は、同日以降、法務省が保有することとなった。

外国人登録原票に係る個人情報開示請求先が、法務省となる。

- 平成24年度の個人情報開示請求の総数は、前年度の10倍にまで激増。
- 増加分は、ほぼすべて外国人登録原票に関するもので占められている。
- 増加傾向は続いており、本年度は総計約4万7,000件の請求が予測される。

関連提言

○「外国人との共生社会の実現に向けて(中間的整理)」の概要
～平成24年8月27日「外国人との共生社会」実現検討会議～

- ▽ 今後の検討課題等について
- 外国人との共生社会の実現に向けて、以下の点についても検討を進める。
 - ・ 新制度の状況も踏まえつつ、外国人の家族関係等身分関係の把握や、単純出国と入国を繰り返す等断続的に我が国に居住する外国人の経歴・履歴等の情報を、1人の在留外国人として国が把握することについて、そのあり方を検討する。

○「外国人住民に係る涉外民事実務の課題について(提言)」の概要
～平成25年3月26日 日本司法書士会連合会～

【提言】外国人住民の下記事項の情報を蓄積し、当事者又は親族が知り得る制度上の措置を講じるべきである。

- 国籍の属する国における住所又は居所
- 出生地
- 本邦にある父母及び配偶者(申請に係る外国人が世帯主である場合には、その世帯を構成する者である父母及び配偶者を除く。)の氏名、出生の年月日及び国籍
- 日本における戸籍法上の出生届、死亡届、離婚届等を管理する市町村名

第四次出入国管理基本計画における外国人との共生社会の実現に向けた取組

～第四次出入国管理基本計画（平成22年3月 法務省）～

出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

- 3 新たな在留管理制度の円滑な導入と同制度に基づく出入国管理行政の展開
(2)外国人との共生社会の実現に向けた取組

①新たな在留管理制度導入による市区町村が実施する各種行政サービスへの支援

→法務大臣が新たな在留管理制度等により得た外国人に係る基本的身分事項、在留資格、在留期間についての正確な情報を、適切に市区町村に提供することにより、保険や年金、児童手当等を始めとする市区町村が実施する各種行政サービスが外国人住民に円滑に行われるよう支援していく。

②新たな在留管理制度導入による在留外国人の申請手続きにかかる負担の軽減

→新たな在留管理制度の導入により外国人の在留管理に必要な情報を継続的、かつ、正確に把握できることとなるため、在留外国人の負担軽減の観点から在留期間更新や在留資格変更等の諸申請の際の提出書類の省略、手続の更なる簡素化などの取組を推進する。

③我が国への定着性が高い者に対する在留管理の在り方の検討

→永住者の在留資格をもって在留する外国人のうち特に我が国への定着性の高い者については、歴史的背景を踏まえつつ、我が国における生活の安定に資するとの観点から、その在留管理の在り方を検討していく。

4

外国人集住都市会議ながはま2013

最近の雇用情勢と日系人に対する雇用対策

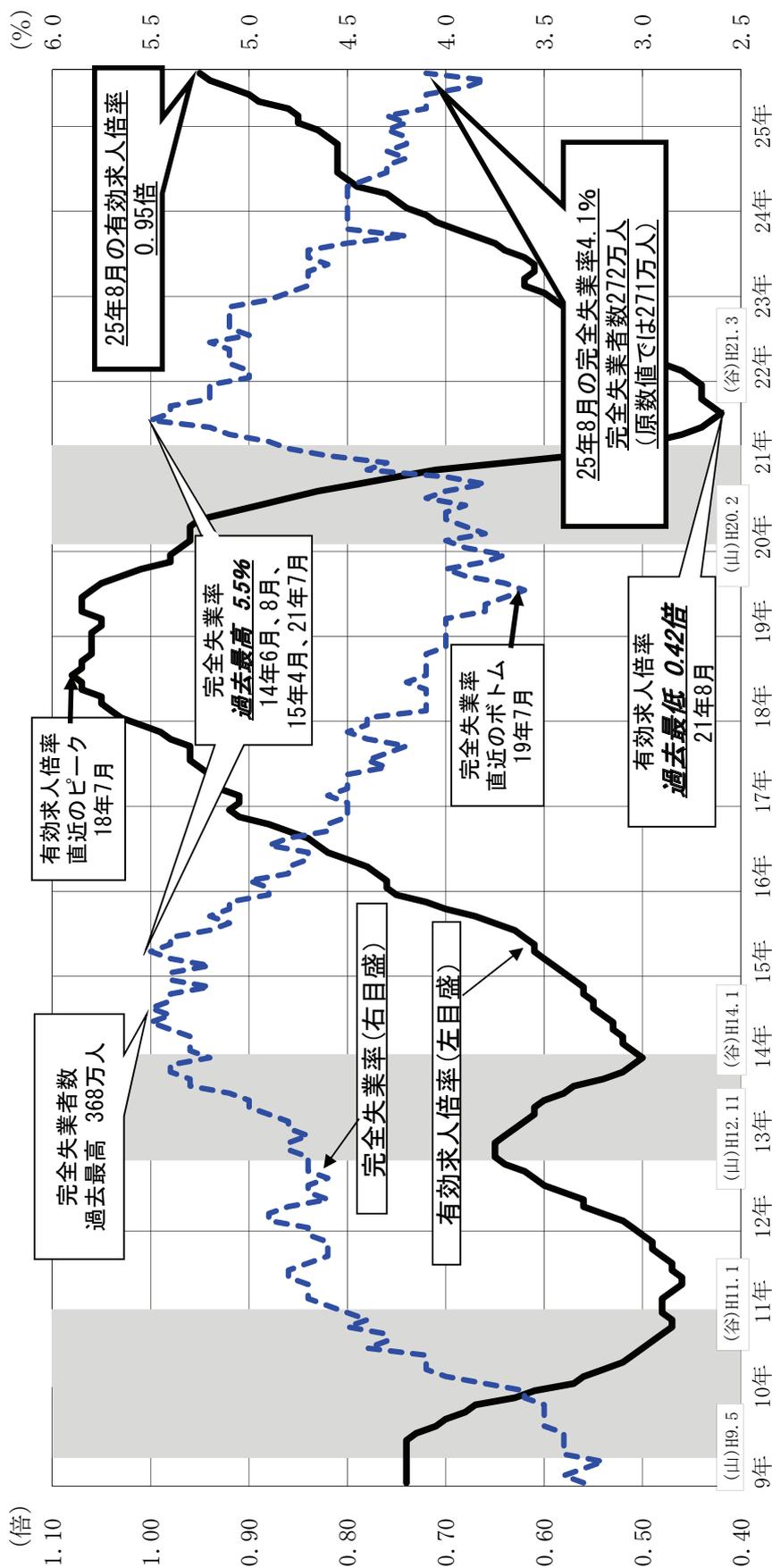
厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部

外国人雇用対策課長

堀井 奈津子

現在の雇用情勢(全国)～一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいる。～

- 平成25年8月の完全失業率は、前月より0.3ポイント悪化し4.1%、有効求人倍率は、前月より0.01ポイント改善し、0.95倍となっている。
- 現在の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいる。

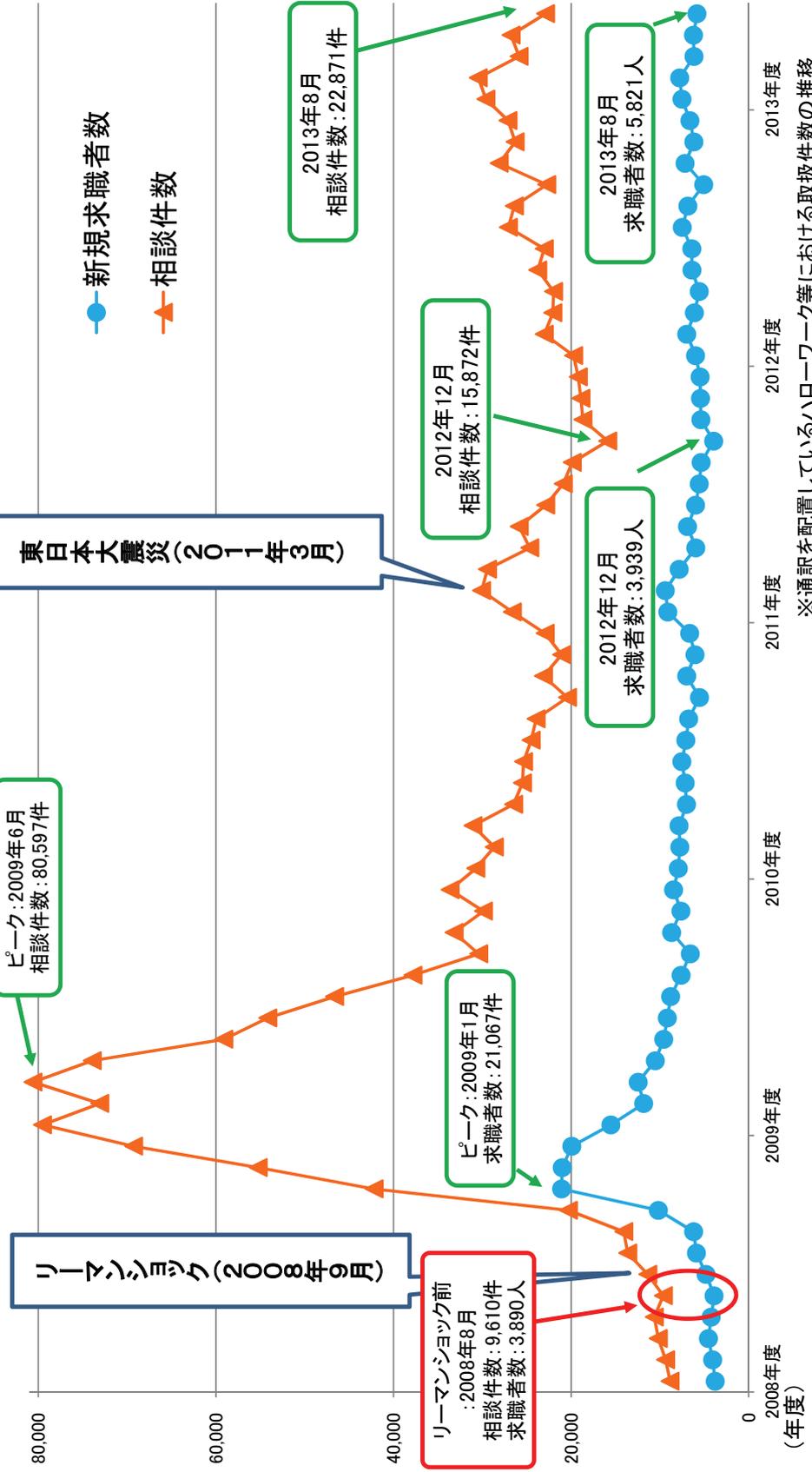


(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」
 (注)平成23年3月～8月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同一県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。
 ※シヤード一部分は景気後退期。

外国人求職者の状況

新規求職者件数（外国人求職者が新たにハローワークに求職者登録した件数）及び相談件数（外国人求職者がハローワークの窓口を訪れた件数）については、リーマンショック後、それぞれ、平成21年1月、平成21年6月をピークに減少傾向にあったものの、平成23年12月を底に再び増加傾向に転じ、依然として2万人を超える高い水準で推移している。

リーマンショック前と比較すると、新規求職者数は約1.5倍、相談件数は約2.4倍の高い水準で推移している。

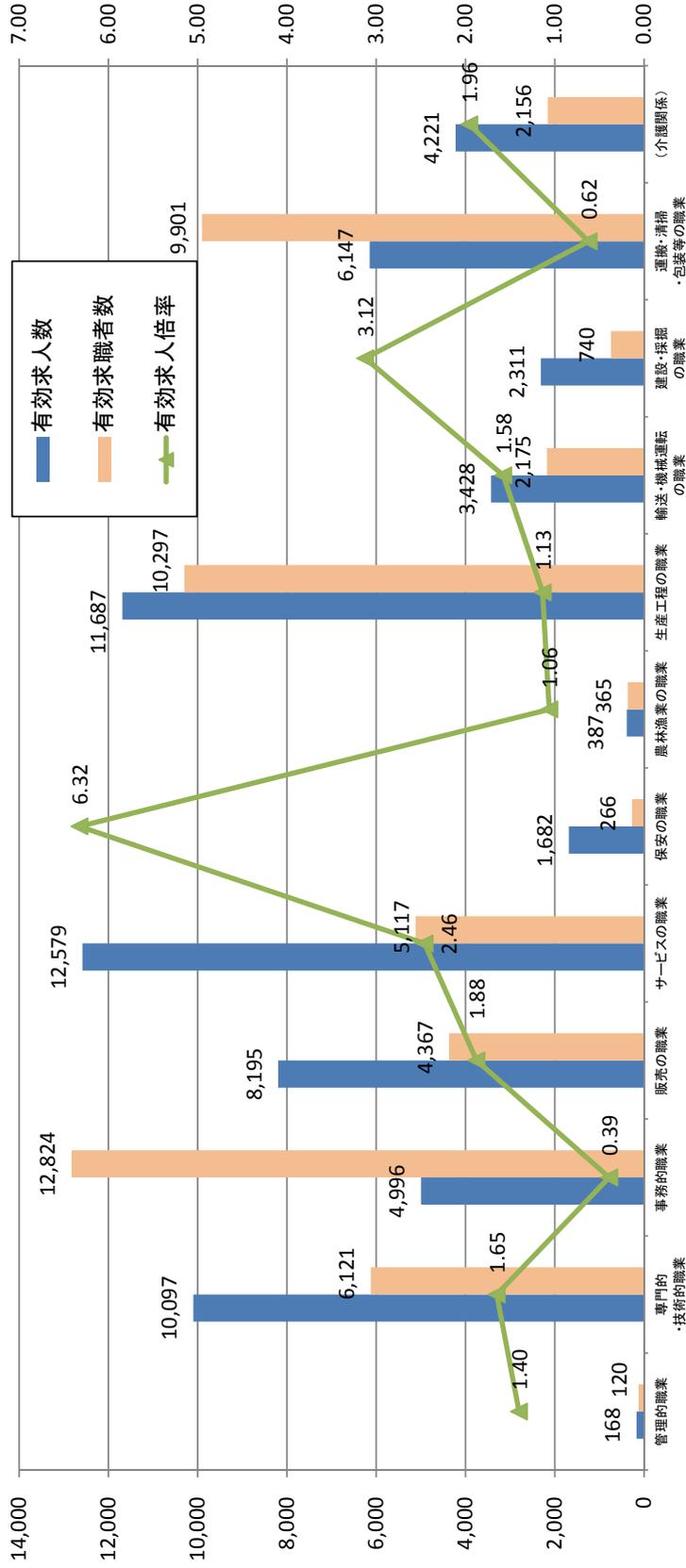


※通訳を配置しているハローワーク等における取扱件数の推移

日系人集住地域における求人・求職の状況

○日系人集住所である群馬県太田所、長野県松本所、岐阜県本郷所、静岡県松原所、美濃加茂所、静岡県浜松所、愛知県豊橋所・豊田所・刈谷所、三重県四日市所における平成25年8月時点の各職種における有効求人倍率等についてまとめた

	管理的職業	専門的・技術的職業	事務的職業	販売的職業	サービスの職業	保安の職業	農林漁業の職業	生産工程の職業	輸送・機械運転の職業	建設・採掘の職業	運輸・清掃・包装等の職業	(介護関係)
有効求人人数	168	10,097	4,996	8,195	12,579	1,682	387	11,687	3,428	2,311	6,147	4,221
有効求職者数	120	6,121	12,824	4,367	5,117	266	365	10,297	2,175	740	9,901	2,156
有効求人倍率	1.40	1.65	0.39	1.88	2.46	6.32	1.06	1.13	1.58	3.12	0.62	1.96



※参考 日系人集住地域における外国人有効求職者数等(平成25年8月時点)

	管理的職業	専門的・技術的職業	事務的職業	販売的職業	サービスの職業	保安の職業	農林漁業の職業	生産工程の職業	輸送・機械運転の職業	建設・採掘の職業	運輸・清掃・包装等の職業	(介護関係)
外国人有効求職者数	1	191	70	38	145	7	5	2,330	113	23	1,114	47
外国人就職件数	0	6	6	0	10	0	2	76	3	3	21	2

※上記の数値の算出に当たっては季節調整を行っていない。
 ※職種別の集計に当たり「分類不能」の職種は除いている。また、「介護関係」の職業は「専門的・技術的職業」及び「サービスの職業」のうち数である。

日系人に対する雇用対策 ～概要～

〔外国人の適正就労・安定雇用に向けた取組〕

○事業主に対する外国人指針(※)の周知・啓発や、外国人指針に基づく事業所指導により、外国人労働者の雇用管理改善を促進。
 ※雇用対策法第8条に定める事項に関し、事業主が適切に対処することができるよう、事業主が講ずべき必要な措置について規定。

〔日系定住外国人の雇用の安定に向けた課題〕

○平成20年秋に発生した経済危機の下、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある日系人労働者の解雇・雇止めが相次ぎ、日系人が多数居住する、いわゆる日系人集住地域のハローワークに支援を求めて多数の方が来所。
 ○また、日本語能力の不足や我が国の雇用慣行の不案内に加え、職業経験も不十分であるため、自力による再就職は極めて厳しい。

経済の持ち直しにより、短期の就労が戻ってきたものの、不安定雇用の構造は変わらず。

〔日系定住外国人に対する取組〕

○平成21年度以降、通訳・相談員の配置増など、機動的な相談・支援機能の強化を実施。
 ○将来的にも日本で安定して働けるよう、日本語能力向上等を図る就労準備研修を実施。



日系人就業準備研修事業の概要

事業目的

日系人が集住する地域において、安定就業への意欲及びその必要性の高い日系人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習を内容とした就業準備研修を専門的なノウハウを有する機関へ委託して実施することにより、就業に必要な知識やスキルを習得させ、円滑な求職活動を促進し、もって安定雇用の促進を図るものである。(平成21年度より実施)



日本語講義



就労講義



職場見学

研修内容

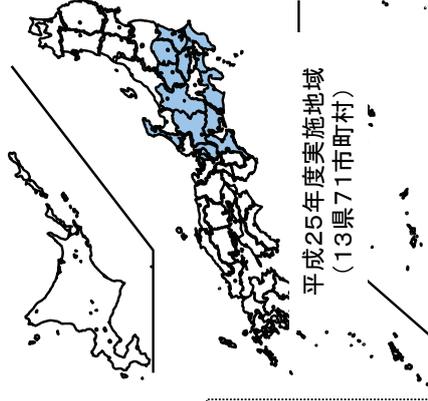
- 受講者の既存の日本語能力に合わせ、以下のようなコース等を設定
- 日本語教育も含めた職場でのコミュニケーション能力の強化
- 日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識
- 履歴書の作成指導、面接シミュレーション
- 専門分野(介護現場)において使用する日本語の習得 等

研修時間等

- コース当たりの総研修時間は120時間で設定
- 地域の実情や受講者ニーズに合わせ、夜間や土日のコースも設置

研修実績及び計画数

- <平成23年度実績> 契約額 約7.8億円
- 実施地域・・・15県75市町村 ○ 総受講者数・・・4,231人 ○ 実施コース数・・・290コース
- <平成24年度実績> 契約額 約5.4億円
- 実施地域・・・14県72市町村 ○ 総受講者数・・・3,576人 ○ 実施コース数・・・227コース
- <平成25年度計画> 契約額 約5.2億円
- 実施地域・・・13県71市町村 ○ 総受講者数・・・2,800人 ○ 実施コース数・・・190コース



平成25年度実施地域
(13県71市町村)

25年度就労準備研修各コース全体図

安定した就労

日本語能力のほかに職業訓練により専門分野においてスキルアップすることにより安定就労へ。

職業訓練
(公共職業訓練、求職者支援訓練等)

3 専門コース
(約20コース)

⑧就労準備コース(90H)
(介護、サービス、製造) | ⑦分野別専門コース(120H)(介護)

日系人就労準備研修
(1～3で約210コース)

1 基本コース (120H・約140コース) | 2 日本語資格対策コース (120H・約50コース)

③レベル3

②レベル2

①レベル1

職場での対人関係に配慮したやや複雑なコミュニケーションができます！

職場での対人関係にある程度配慮した丁寧なコミュニケーションができます！

職場で丁寧で簡単なコミュニケーションができます！

日本語能力試験2級

(中級)

日本語能力試験3級

⑤N3

日本語能力試験4級

(初級)

⑥N2

④N4

安定した就労を目指して ～関係機関の連携による就労支援及び職業訓練の強化について～

平成24年9月7日通知を発出(職業安定局(外国人雇用対策課長、求職者支援室長)、能力開発局能力開発課長より関係県、関係労働局宛(14県))

第1 関係機関との連携強化

1 関係機関

労働局、ハローワーク、都道府県、市町村、就労準備研修委託先、雇用支援機構、地域のNPO等

2 協議の場の設置

関係県労働局が中心となって、平成24年12月までに上記関係機関の協議の場を設置する(既存の地域訓練協議会、日系人就業支援事業連絡会議で代用することも可能)

3 協議内容

- 市町村等の要望を把握しつつ地域の労働需給状況等も踏まえ、より安定的な雇用につながる訓練コースの検討(平成25年度実施に向けて検討を行う)
- 就労準備研修と定住外国人向け職業訓練のスケジュール調整
- 地域のNPO等地域資源の活用方策の検討 等

第2 定住外国人を対象とした職業訓練の機会の提供

- 第1の協議結果を踏まえ、県は定住外国人向けの公共職業訓練(委託訓練)の設定を進めるとともに、労働局は求職者支援訓練についても必要な措置を講じる。
- 県は施設内訓練についても地域のニーズ等を勘案し、可能な範囲で訓練コースの設定を検討する。
- 就労準備研修の介護分野専門コースを実施している地域については、介護分野の公共職業訓練の新たな設定を検討するとともに開催時期を調整する。

(参考)関連する平成25年度概算要求の内容

定住外国人に対する効果的な就職支援及び適正就労のため、労働局が主体となった集住地域における関係機関(自治体、都道府県等)との連携強化及び高い成長と雇用創出が見込まれる介護等の成長分野への誘導に取り組む。人材育成については、公的職業訓練が効果的に就職に結びつくことが重要であり、ハローワークと訓練機関の連携による就職支援やコーディネーターの配置等その体制整備が必要。

- 就職支援コーディネーターの新設(10名要求) 38,979千円
- 日本語能力向上等を図る就労準備研修の実施(3,000人規模) 各地域のニーズ等を踏まえ介護など高い成長と雇用創出が見込まれる分野の専門コースの拡充を図り就職や職業訓練に一層つなげる内容とする。 598,766千円

日系人離職者に対する帰国支援事業の概要

平成21年度に実施した日系人離職者に対する帰国支援事業により帰国支援金の支給を受け帰国した者については、当分の間(※1)、同様の身分に基づく在留資格による再入国を認めないこととしていたが、昨今の経済・雇用情勢等を踏まえ、10月15日(火)より、一定の条件(※2)のもとに、再入国を認めることとした。

※1 当分の間の期間については、事業が開始された平成21年4月から原則として3年をめぐり、今後の経済・雇用情勢の動向等を考慮し、見直しを行うこととされていた。

※2 再入国しようとする日系人の安定的な生活を確保するため、日本で就労を予定している者については、在外公館におけるビザ申請の際、1年以上の雇用期間のある雇用契約書の写しの提出を条件とした。

【参考】

○ 日系人離職者に対する帰国支援事業の内容

＜実施期間＞

平成21年度

＜支給額＞

本人1人当たり30万円、扶養家族については1人当たり20万円

＜実施結果＞

- ・当該事業による出国者数 21,675人(うちブラジル国籍者 20,053人(全体の92.5%))
- ・都道府県別では、愛知県5,805人、静岡県4,641人

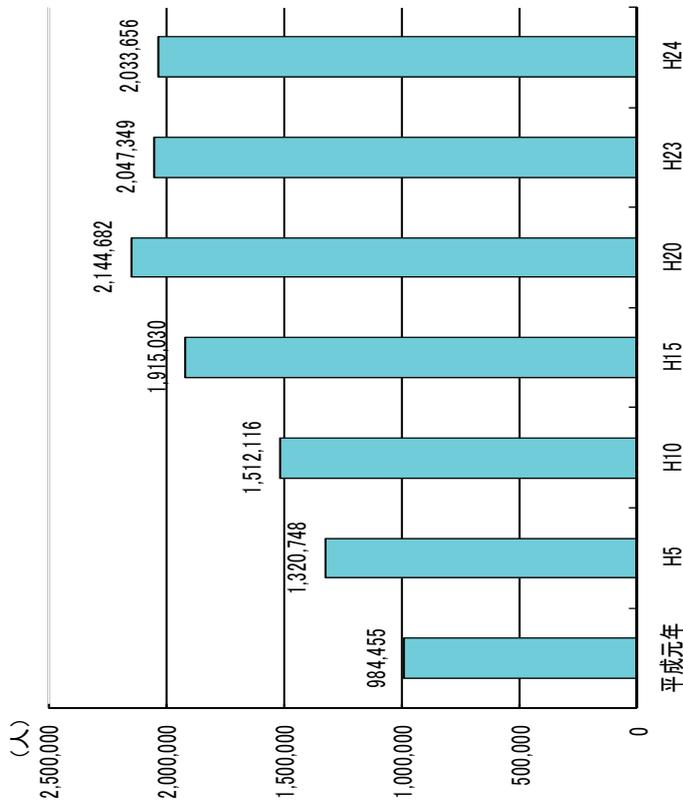
文化庁における日本語教育施策

平成25年10月29日(火)
文化庁文化部国語課

外国人に対する日本語教育の推進—国内の日本語学習者数等の推移—

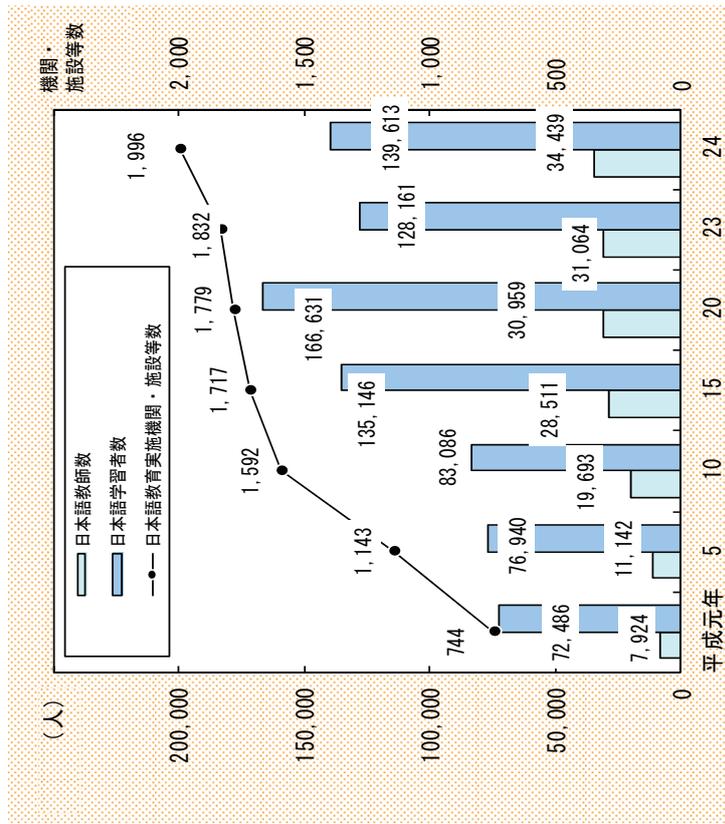
- 平成24年末現在で、在留外国人数は約204万人となり、4年続けて減少。我が国人口の1.6%を占める。
- 国内の日本語学習者数は、長期的には増加傾向にあり、平成23年には、平成2年と比較して倍増の約13万人。平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの、平成24年は約1万人増加。

在留外国人数の推移



※平成23年までは外国人登録者数、平成24年は在留外国人数
いずれも法務省調べ（各年末現在）

国内の日本語学習者数等の推移

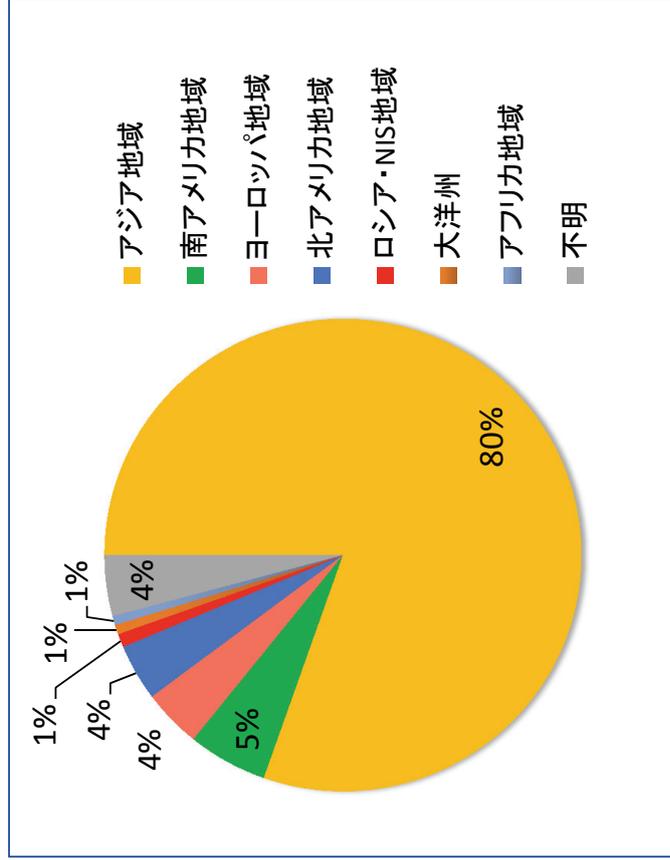


※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」
（各年11月1日現在）

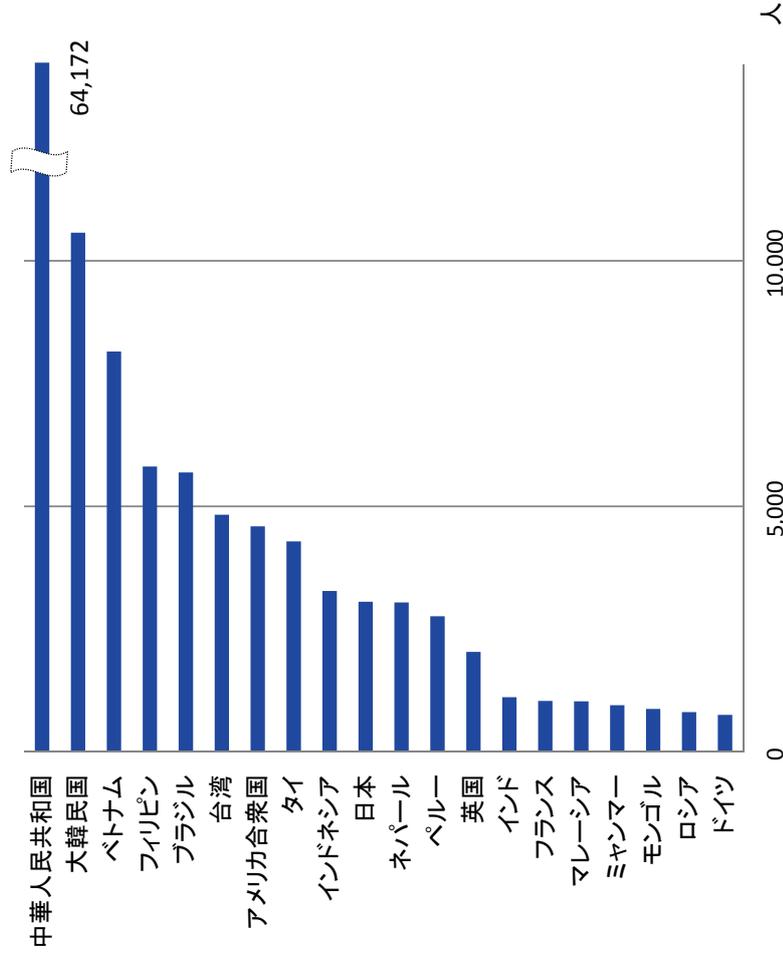
外国人に対する日本語教育の推進－国内における日本語学習者について－

○国内の日本語学習者数13万人のうち、8割を占める11万2千人がアジア地域の出身。
○国・地域別では、中国が6万4千人と最も多く、韓国、ベトナム、フィリピンと続く。

出身地域別の日本語学習者数



国・地域別の日本語学習者数（上位20か国・地域）



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」

平成24年11月1日現在

外国人に対する日本語教育の推進

(平成25年度予算額 216百万円)
平成26年度要求額 335百万円

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、①「標準的なカリキュラム案」(平成22年5月)、②「カリキュラム案活用のためのガイドブック」(平成23年1月)、③「教材例集」及び④「日本語能力評価」(平成24年1月)、⑤「日本語指導力評価」(平成25年2月)を取りまとめ。[平成25年度以降、周知・活用を図る。]
また、日本語教育小委員会の下に設置した課題整理に関するワーキンググループにおいて、⑥「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」(報告)(平成25年2月)を取りまとめ。[今後、本報告を基に更に検討。]

具体的な事業の実施

日本語教育に関する調査及び調査研究

(25年度予算額 5百万円)
26年度要求額 18百万円

○日本語教育に関する実態調査

日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するための調査を実施

○日本語学習状況実態調査

外国人住民の日本語学習環境や日本語学習経験等を把握するための調査を実施

○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

日本語教育小委員会での111の論点の検討結果を踏まえた日本語教育を推進する調査研究を実施

日本語教育研究協議会等の開催

(25年度予算額 9百万円)
26年度要求額 5百万円

○日本語教育研究協議会

「標準的なカリキュラム案」等を相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを活用し、全国4か所で協議会を開催

○都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修

(25年度予算額 34百万円)
26年度要求額 40百万円

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

条約難民及び第三国定住難民に対して、定住支援策として日本語教育を外部に委託して実施
平成26年度は、ハイロケットケース事業終了後の受入体制等の検討のため、日本語能力及び日本語学習実態調査を定住後の第三国定住難民に対し実施

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(25年度予算額 164百万円)
26年度要求額 164百万円

○地域日本語教育実践プログラム

「標準的なカリキュラム案」等に準拠し、地域の実情に応じた日本語教室の実施、人材の養成及び教材の作成を支援

○地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援

○地域日本語教育コーナー・セミナー研修

日本語指導者に対する指導的な立場を果たすことが期待される者等を対象に研修を実施

○地域日本語教育の総合的な推進体制の構築に関する実践的調査研究

省庁連携日本語教育基盤整備事業

(25年度予算額 4百万円)
26年度要求額 4百万円

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

日本語教育に関する教材等を共有し、横断的に利用できる「NEWS」を運用するとともにコンテンツの充実を図る

○日本語教育推進会議等

- ・日本語教育推進会議
(参加団体) 28団体、下記の7府省
- ・日本語教育関係府省連絡会議
(参加府省) 内閣府、総務省、法務省、外務省、文科省、厚労省、経産省

魅力的な日本語発掘・発進プログラム

(新規)
26年度要望額 103百万円

○魅力的な日本語発掘・発信事業【発掘】

海外における魅力的な日本語を国内外での調査により発掘するとともに、国内外における魅力的な日本語の実態の解明とその活用方策等について検討会を設置し、検討

○魅力的な日本語発掘・発信事業【発信】

魅力的な日本語の理解を深めるとともに、その魅力について考える機運を醸成し、クルールジャパンの視点から日本文化の基盤である日本語の普及を図るためのシンポジウムの開催や多言語で魅力的な日本語をアピールするパンフレットを作成するとともに、日本語が堪能な外国人等を活用して、魅力的な日本語発掘の成果を発信

○魅力的な日本語から始める日本語学習支援

日本に興味・関心を持った外国人が日本を身近に感じてもらうよう遠隔地でも手軽に日本語を学習できる環境を整えるため、日本語学習アプリ(試行版)を作成

「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」

○平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。
日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて「基本的な考え方」を整理。
その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。

報告書の構成



現在の検討状況

- 日本語教育小委員会において、論点を「検討材料」として調査、ヒアリング等を実施
- 日本語教育小委員会以外にも、様々な機会を生かして、関係機関・団体、都道府県・市区町村等から情報収集を行ない、論点の深掘りを実施

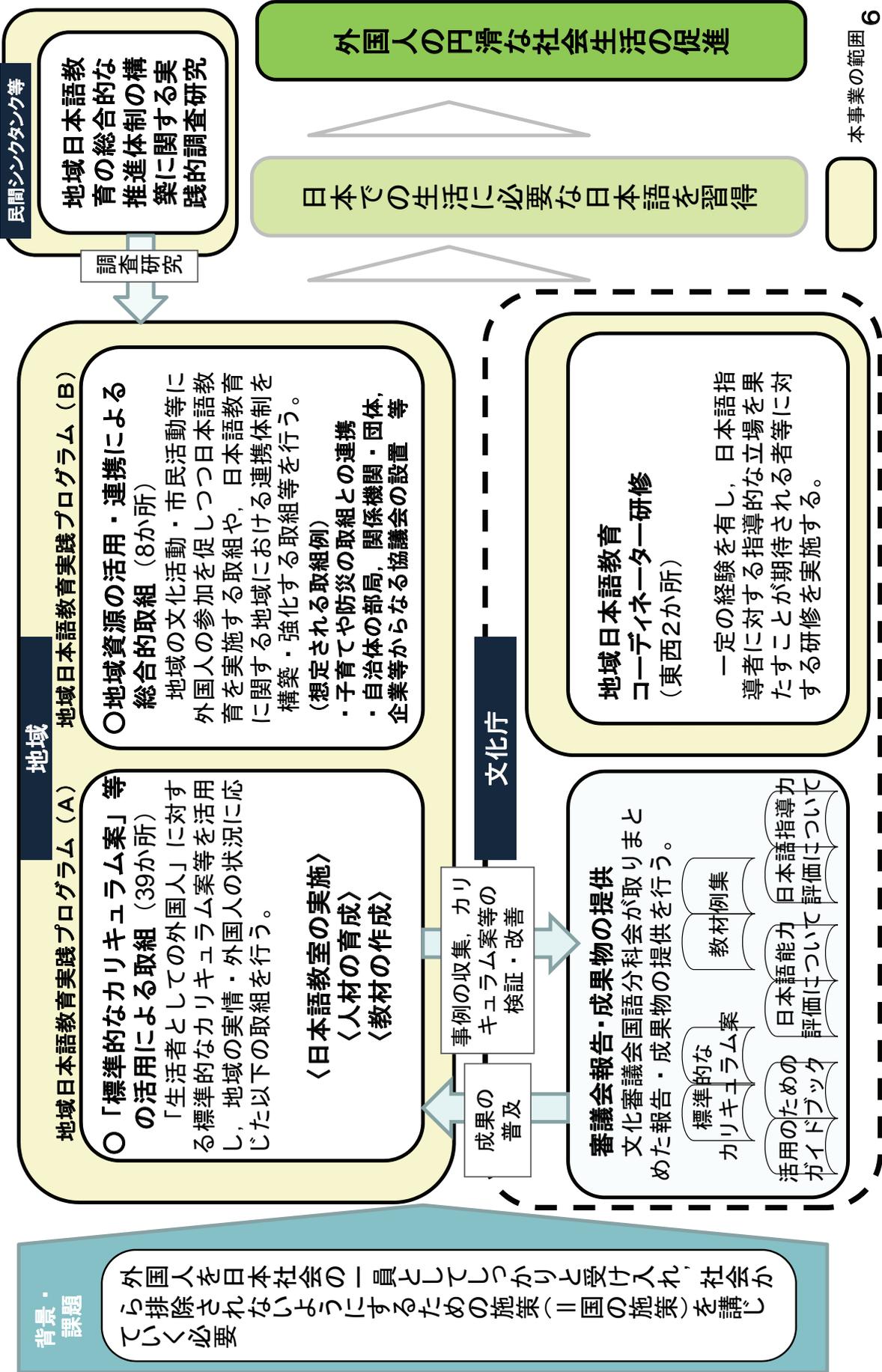
文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員名簿 (敬称略・五十音順)

石井 恵理子	東京女子大学教授
◎伊東 祐	国立大学法人東京外国語大学教授
井上 明	留學生日本語教育センター長
尾崎 藤	一般社団法人日本経済団体連合会社会部部長
加藤 智	名古屋外国語大学教授
金川 一	イスタンブールト日本語学校代表
小迫 久美子	学習院大学教授
山田 三郎	本国際教育支援協会作題主幹
山田 久美子	愛知県地域振興部次長
山田 久美子	大学共同利用機関法人人間文化研究機構
山田 久美子	国立国語研究所日本語教育センター長
山田 久美子	国立国語研究所日本語教育センター教授
山田 久美子	国立国語研究所名譽所員
山田 久美子	独立行政法人国際日本語普及協会常務理事
山田 久美子	独立行政法人国際交流基金上級審議役

(◎は主査, ○は副主査)

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(平成25年度予算額164百万円)
平成26年度要求額164百万円



平成25年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムの概要

1. 本事業の目的

日本国内に居住している外国人等が日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、各地の優れた取組を支援し、日本語教育の推進を図る。

2. 事業内容

(1) 地域日本語教育実践プログラム(A)

①日本語教室の実施, ②日本語教育を行う人材の養成・研修の実施, ③日本語教育のための学習教材の作成の全てを組み合わせて実施する優れた取組を支援。
実施に当たっては、文化審議会国語分科会で取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について等を活用。

(2) 地域日本語教育実践プログラム(B)

地域の創意に基づき、多様な機関等との連携・協力を図り、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備を推進する, ①関係機関等の連携・協力を推進する検討体制の整備, ②多様な機関等との連携・協力に基づく日本語教室の実施, ③取組の成果の発信及び住民の日本語教育への理解の促進, ④その他、これらに類するものの中から 複数を組み合わせ(取組のいずれか一つ以上に必ず日本語教室の実施を含む)実施する優れた取組を支援。

3. 支援対象

本事業の対象となるのは、次の(1)から(3)のいずれかの要件を満たす団体。

- (1) 都道府県又は市区町村(それぞれ教育委員会を含む。)
- (2) 法人格を有する団体
- (3) 法人格を有しないが、次の①から④の要件を全て満たしている団体
 - ① 定款又は寄付行為に類する規約等を有すること。
 - ② 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有すること。
 - ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - ④ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。

(参考) 平成25年度分採択の際のスケジュール

平成24年11月26日(月) : 公募開始
12月12日(水) : 公募に関する説明会
12月25日(火) : 公募メー切
平成25年1月~2月 : 審査作業
2月末~3月始め : 採択内定通知の送付

平成25年度地域日本語教育実践プログラム(A)採択団体一覧

都道府県	市町村	実施機関名
北海道	札幌市	SIL札幌日本語学校
福島県	会津若松市	会津若松市国際交流協会
群馬県	前橋市	群馬大学
千葉県	松戸市	聖徳大学
東京都	千代田区	九段日本文化研究所・日本語学院株式会社
東京都	品川区	社会福祉法人さぼうとにじゅういち
東京都	台東区	株式会社インターカルト日本語学校
東京都	港区	公益社団法人国際日本語普及協会
東京都	町田市	特定非営利活動法人日本ベルー共生協会
神奈川県	横浜	特定非営利活動法人 中学・高校生の日本語支援を考える会
神奈川県	横浜	NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ
神奈川県	横浜	認定特定非営利活動法人地球学校
石川県	小松市	小松市国際交流協会
岐阜県	美濃加茂市	多文化のまちづくり
長野県	駒ヶ根市	駒ヶ根市
静岡県	磐田市	磐田国際交流協会
静岡県	浜松市	静岡県ベトナム人協会
静岡県	浜松市	特定非営利活動法人浜松日本語日本文化研究会
静岡県	浜松市	特定非営利活動法人フィリピンナガイサ
静岡県	浜松市	特定非営利活動法人国際教育文化交流会
静岡県	藤枝市	特定非営利活動法人 日本インターネットワークス協会(JISO)静岡事務局
愛知県	名古屋	国立大学法人名古屋大学
愛知県	名古屋	株式会社三恵コンサルテイング
三重県	津市	特定非営利活動法人日本ボリビア協会
大阪府	大阪市	特定非営利活動法人多文化共生センター大阪
大阪府	豊中市	特定非営利活動法人国際交流の会とよなか(TIFA)
兵庫県	神戸市	兵庫日本語ボランティアネットワーク
兵庫県	神戸市	NPO法人実用日本語教育推進協会
兵庫県	豊岡市	特定非営利活動法人にほんご豊岡あいうえお
岡山県	総社市	総社市
岡山県	総社市	特定非営利活動法人もたろう海外友好協会
徳島県	徳島市	JTMとくしま日本語ネットワーク
徳島県	徳島市	徳島県
福岡県	福岡市	学校法人中村英数学
沖縄県	那覇市	学校法人南星学園サイ・テク・カレッジ那覇

(計35件)

* 黄色で記載している部分は、採択団体のうち、外国人集住都市会議の会員都市で実施されているもの

平成25年度地域日本語教育実践プログラム(B)採択団体一覧

都道府県	市町村	実施機関名
宮城県	石巻市	NPO法人国際支援地球村
栃木県	小山市	株式会社ティビシイ国際外語学院
群馬県	前橋市	日本語教室はれはれ
茨城県	水戸市	公益財団法人茨城県国際交流協会
埼玉県	さいたま市	地球っ子クラブ2000
東京都	豊島区	学習院大学
神奈川県	横浜	NPO法人 ABCジャパン
神奈川県	大和市	特定非営利活動法人かながわ難民定住援助協会
石川県	金沢市	財団法人石川県国際交流協会
福井県	福井市	ふくい市民国際交流協会
長野県	飯田市	飯田市
長野県	松本市	特定非営利活動法人中信多文化共生ネットワーク
岐阜県	可児市	NPO法人可児市国際交流協会
岐阜県	岐阜市	岐阜日中交流促進会
静岡県	静岡市	公益財団法人静岡県国際交流協会
静岡県	沼津市	ふじのくに多文化共生ネット
静岡県	浜松市	多文化共生社会をめざす会
静岡県	浜松市	一般社団法人グローバル人材サポート浜松
静岡県	浜松市	特定非営利活動法人日本語教育ボランティア協会
静岡県	浜松市	学校法人ムンド・デ・アレグリア学校
静岡県	浜松市	公益財団法人浜松国際交流協会
愛知県	犬山市	特定非営利活動法人シェイクハンス
愛知県	名古屋	一般財団法人名古屋YWCA
京都府	京都市	公益財団法人京都府国際センター
京都府	京丹後市	京丹後市国際交流協会
大阪府	豊中市	公益財団法人とよなか国際交流協会
兵庫県	神戸市	公益財団法人神戸YWCA
兵庫県	神戸市	特定非営利活動法人神戸定住外国人支援センター
広島県	広島市	広島市役所
広島県	福山市	福山市
佐賀県	佐賀市	財団法人佐賀県国際交流協会
福岡県	福岡市	特定非営利活動法人女性エンバハンバワメントセンター福岡
沖縄県	那覇市	NPO法人沖縄国際人材支援センター

(計33件)

* 黄色で記載している部分は、採択団体のうち、外国人集住都市会議の会員都市で実施されているもの

文化庁からのお知らせ

文化庁では、日本語教育に関する様々な取組を行っています。その成果や御案内等を文化庁WEBサイトで公開していますので、是非御覧ください。

・文化庁WEBサイト(日本語教育) http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/index.html

●文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

・報告書等のダウンロードができます。また、会議は傍聴が可能です。

●「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

・過去の事業概要・募集案内などを御覧いただけます。

<取組の報告>

・各地の取組の報告を掲載しています。また、平成24年度の取組において作成された日本語学習教材(音声・映像教材を含む)も公開しています。

<地域日本語教育コーディネーター研修>

・地域において日本語指導者に対する指導的な立場を果たしている方等を対象に、「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を平成22年度より毎年開催しています。各地域の日本語教育実践者を御推薦ください。

●都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

・平成25年11月27日に開催予定。

●日本語教育研究協議会

・日本語教育研究協議会を平成25年8月30・31日(東京)、10月12日(仙台)で実施。
今後、11月2日(大阪)、11月23日(福岡)で開催予定。

●文化庁月報

・文化庁では各課の取組やイベント情報などのお知らせを毎月5日に文化庁WEBサイトにて公開しています。本年度は「地域日本語教育の現場から - 全国リレー紹介 -」を隔月で連載しています。

●講演・説明について

・文化庁の日本語教育に関連する施策や標準的なカリキュラム案等の使い方などについて講演や説明を希望される場合、下記まで御相談ください。

<文化庁文化部国語課> 電話: 03-5253-4111(内線2644) / メール: nihongo@bunka.go.jp 担当: 山下, 増田

(平成25年度予算額：5百万円)
平成26年度要求額：18百万円

日本語教育に関する調査及び調査研究

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、日本語教育機関や日本語学習者の実態を把握するため、日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の立案推進のための基礎資料とする。

○日本語教育に関する実態調査

3百万円(3百万円)

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。

日本語学習者のニーズを的確に把握



政策課題への対応に資する知見を速やかに提供

○日本語学習状況実態調査

10百万円(新規)

日本語教室に通っていない者も含めて外国人住民の日本語学習環境や日本語学習者に対するニーズを調査する。

○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

5百万円(新規)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を国立国語研究所や大学等の協力を得て機動的に実施。

(想定される主な課題)

○地域の日本語教育におけるコーディネーターの養成・研修の実態と研修の必要性について

○日本語教育に関する世論喚起の方策について

○人口減少地域における地域日本語教育の対応策について

複数の視点から捉えた基礎データと政策課題対応型の調査研究の結果を活用し、外国人に対する日本語教育施策を強力に推進

事業の経緯・目的

- ・平成2年の改正出入国管理及び難民認定法の施行以降、在留外国人は平成2年末の約108万人から平成24年末の約204万人、平成2年に約6万人だった日本語学習者数は、平成24年には約14万人となり、日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増加
- ・文化庁では特に「生活者としての外国人」にとって必要な日本語教育を推進するため、文化審議会国語分科会において
 - ① 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック」(平成22年5月)
 - ② 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集」(平成24年1月)
 - ③ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集」(平成24年1月)
 - ④ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について」(平成24年1月)
 - ⑤ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について」(平成25年2月)
 を取りまとめた。平成26年度はこれを相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを活用し、日本語教育研究協議会(東京及び全国3地域で開催)及び都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修で説明。

日本語教育研究協議会

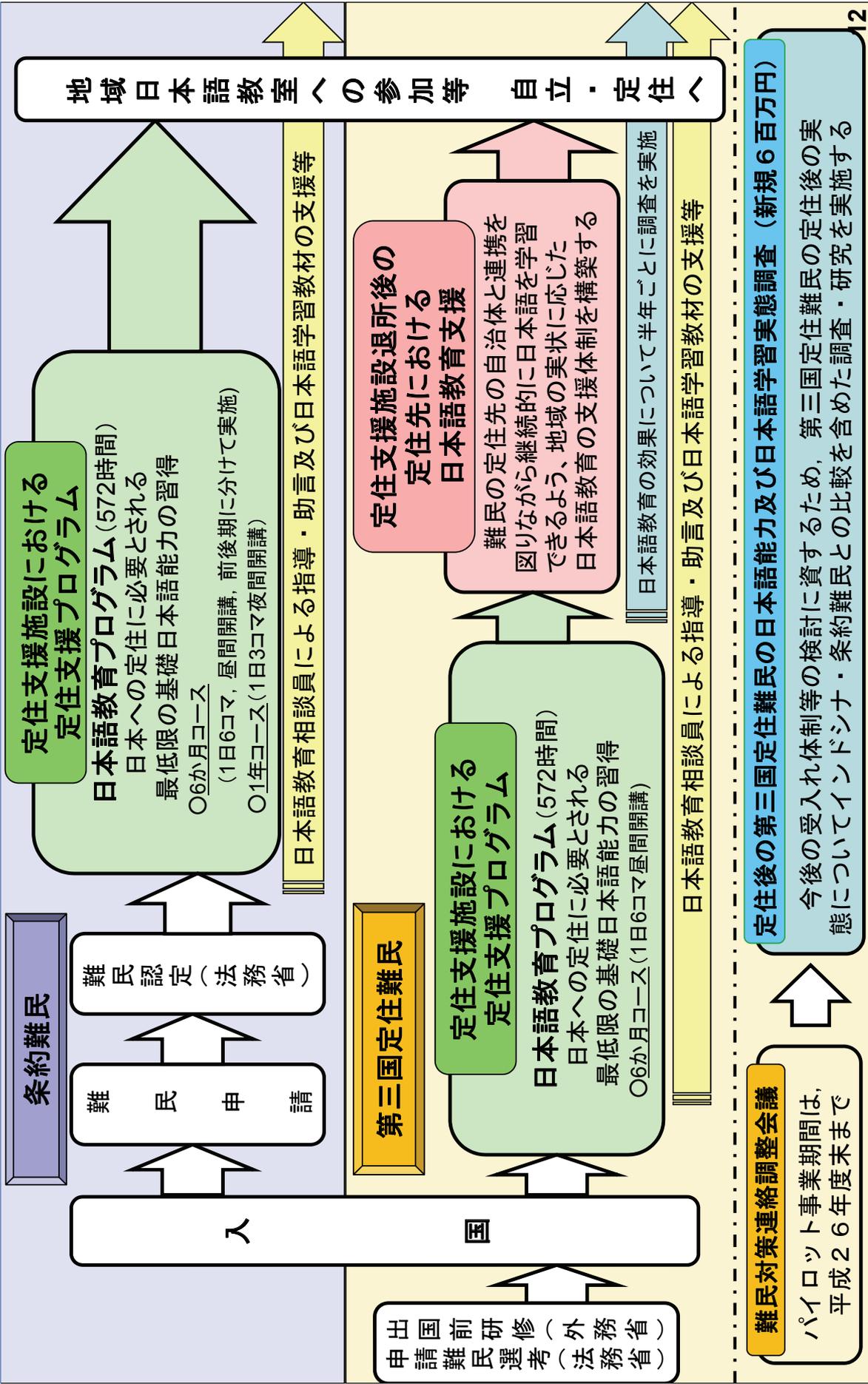
- 【目的】カリキュラム案等を活用する能力の向上及び日本語教育に対する理解の増進
- 【参加者】日本語指導者 等
- 【開催場所】東京(8月予定)に加え全国3地域(10~11月予定)で実施。
- 【参加者数】東京は約500名。他の3地域は各約100名。
- 【主な内容】
 - ・ハンドブックの解説
 - ・パネルディスカッション(カリキュラム案等について)
 - ・カリキュラム案等を活用するための演習

都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修

- 【目的】日本語教育施策の企画立案能力の向上
- 【参加者】自治体の日本語教育担当者
- 【開催場所】東京(11月予定)
- 【参加者数】約60名
- 【主な内容】
 - ・日本語教育施策の企画・立案に係る演習
 - ・ハンドブックの解説

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

(平成25年度予算額 34百万円)
平成26年度要求額 40百万円



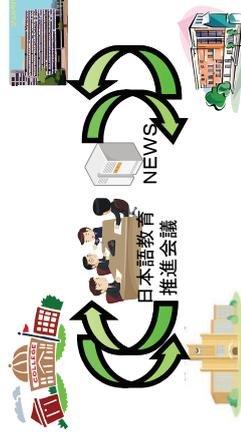
省庁連携日本語教育基盤整備事業

(平成25年度予算額 4百万円)
平成26年度要求額 4百万円

背景

- 政府においては、関係府省が、外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて日本語教育に関連する施策を推進。
- 日本語教育に関する具体的な事業は、関係府省の様々な関係機関等が、その目的等に応じ、主として対象者別に実施。
- 全体としての日本語教育施策・事業が必ずしも効果的・効率的に推進されていないという指摘がなされており、日本語教育を総合的に推進していく体制を整備する必要がある。

日本語教育を総合的に推進していく体制の基盤を構築するため、関係府省及び関係機関等が情報交換等を行う日本語教育推進会議を開催。加えて、関係機関等が独自に作成している教材等のコンテンツを共有するための、日本語教育コンテンツ共有システムを着実に運用する。

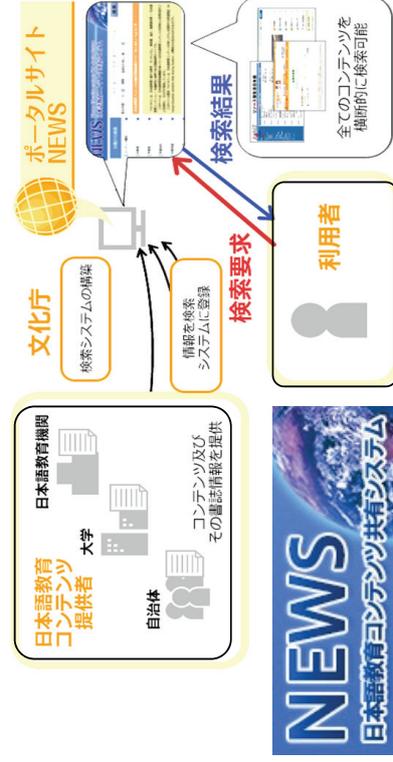


○日本語教育推進会議

- ・関係府省及び関係機関等が集まり、日本語教育に関する具体的な取組の現状・課題を把握するとともに、情報交換等を行う。
【平成24年1月23日（第1回）、平成24年3月12日（第2回）、平成24年9月21日（第3回）、平成25年9月25日（第4回）開催】

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- ・日本語教育に関する各種コンテンツ（教材、論文、報告書、団体・人材情報等）を共有し、①信頼性のある情報を、②確実に、かつ③効率的に探し出し、活用できる仕組みを構築。
（平成25年4月1日運用開始 <http://www.nihongo-ews.jp/>）
- ・日本語教育に関するコンテンツを収集し、更なる充実を図る。



魅力的な日本語発掘・発信プログラム

平成26年度要望額 103百万円
(新規)

現状

○一部の「日本語」の間では、「かわいい」「おいしい」などの単語が普及

○日本文化の精神を表す日本語の浸透は不十分

○日本や日本語に興味関心を持った外国人が来日する際、日本語学習関連の情報の整理は不十分

魅力的な日本語発掘・発信事業

○魅力的な日本語発掘のための調査研究 【19,701千円】

・外国人にとって魅力的な日本語の収集と魅力的と感じられる要因について調査研究を実施。

○魅力的な日本語に関する検討会【641千円】

・調査研究の結果を踏まえ、魅力的な日本語の本質の解明及び資源としての活用方法について検討。

○シンポジウムの開催 【10,554千円】

・魅力的な日本語の本質や資源としての活用方法など、日本語の魅力を広げ発信。

○パンフレットの作成 【1,504千円】

・多言語により、パンフレットを作成。
大使館(在外日本大使館、在日外国大使館)、JETRO、JF、JINTO...などに配布して広報を施し、魅力的な日本語について積極的にアピール。

○日本語広報活動 【1,241千円】

・魅力的な日本語の成果を各方面において発信。

魅力的な日本語の例

- ・「日本語」により使われているもの
- かわいい, おいしい, 「への」...
- ・日本文化のエッセンスを表現したもの
- わび, さび, ものあはれ, 粋な...
- おもてなし...
- もつたない, いたたまきます...
- 擬態語 (もちもち, パリパリ, つるつる, あつあつ...)

事業の効果

「魅力的な日本語発掘・発信事業」を通して、日本文化・日本そのものの魅力を発信

- ①日本の対外イメージの向上
- ②訪日外国人増に向けたアピール
- ③「食」「日本酒」等のアピールとの連動による相乗効果

さらに、「魅力的な日本語から始める日本語学習支援事業」を通して、言葉の壁を低減

- ①言葉の負担・不安の軽減
- ②高度人材の獲得に貢献

多くの外国人を惹きつけ、引き寄せ、日本再興戦略の実現に貢献する。

外国人住民に係る住民基本台帳制度について

＜ポイント＞

○ **外国人登録制度を廃止し、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象とした。**（「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が平成21年7月15日に公布。施行期日は入管法等改正法の施行日（平成24年7月9日）。）

- ▶ 外国人住民に係る住民票を作成し、各種行政事務の処理の基礎とする。
- ▶ 外国人住民に係る手続の簡素化を図る。

住民票を作成する対象者

- ・ 中長期在留者（在留カード交付対象者）、特別永住者（特別永住者証明書交付対象者）等

住民票の記載事項

- ・ 氏名、生年月日、性別、住所等のほか、外国人特有の事項である「国籍等」、在留カードに記載されている「在留資格」「在留期間」等を記載

法務大臣からの通知

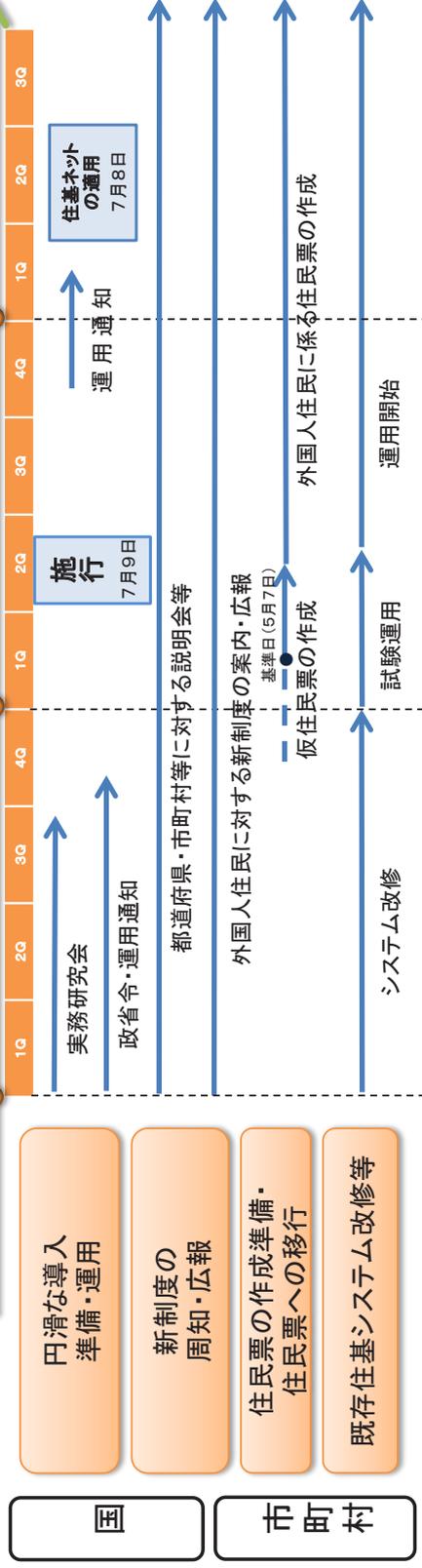
- ・ 在留資格の変更、在留期間の更新により、外国人住民に係る住民票の記載事項の修正等が必要な場合に、法務大臣から市町村長へ通知

その他

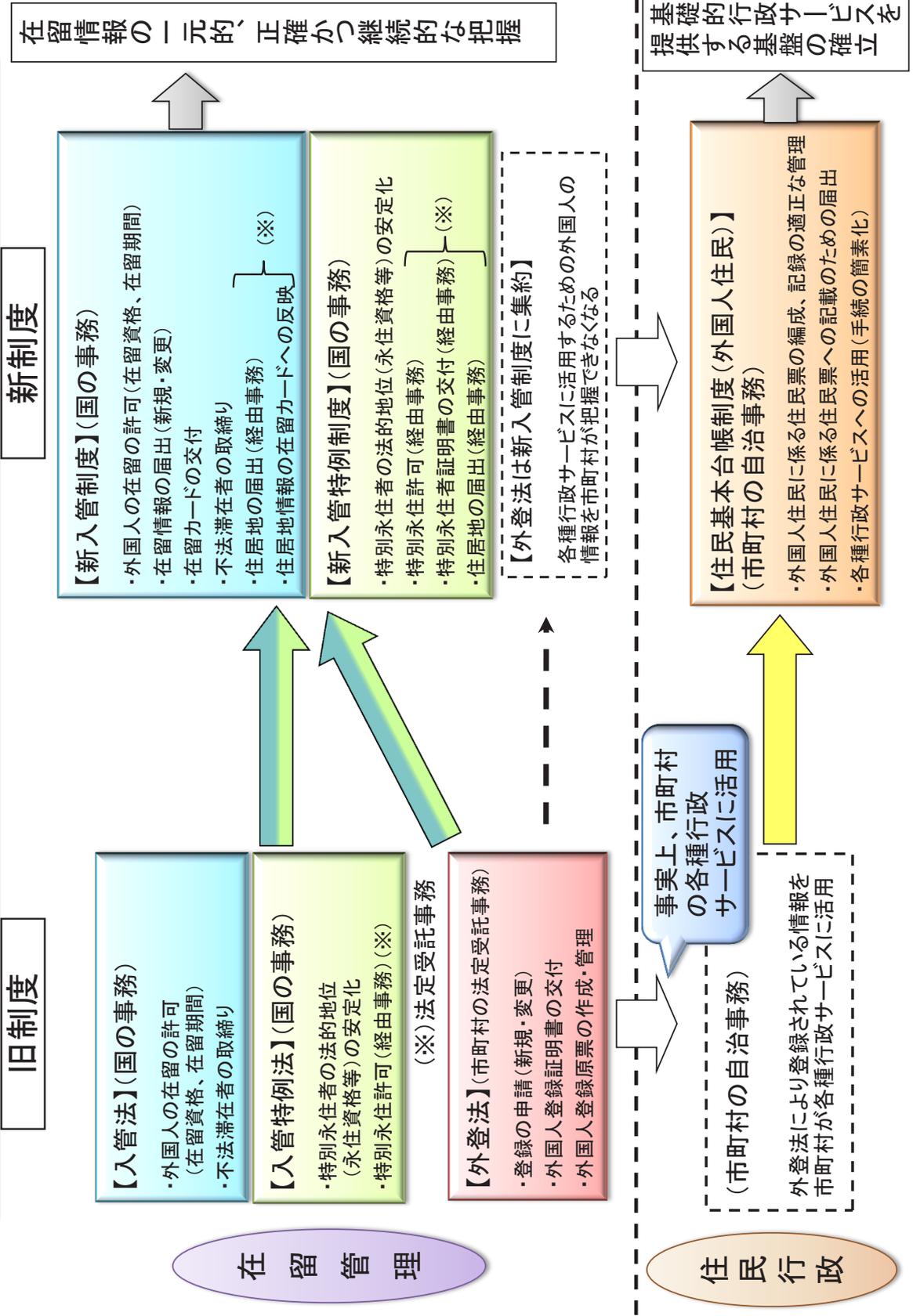
- ・ 外国人と日本人で構成する一の世帯（複数国籍世帯）の正確な把握が可能
- ・ 閲覧制度、住民票の写し等の交付制度、市町村長の調査権や職権による住民票の記載の修正、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カードに係る規定について、日本人と同様に外国人住民にも適用

※ 関連して、外国人登録制度を廃止し、法務大臣が適法に在留する外国人に対して空港等で在留カード等を発行する「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」も、平成21年7月15日に公布。

移行に係るスケジュール

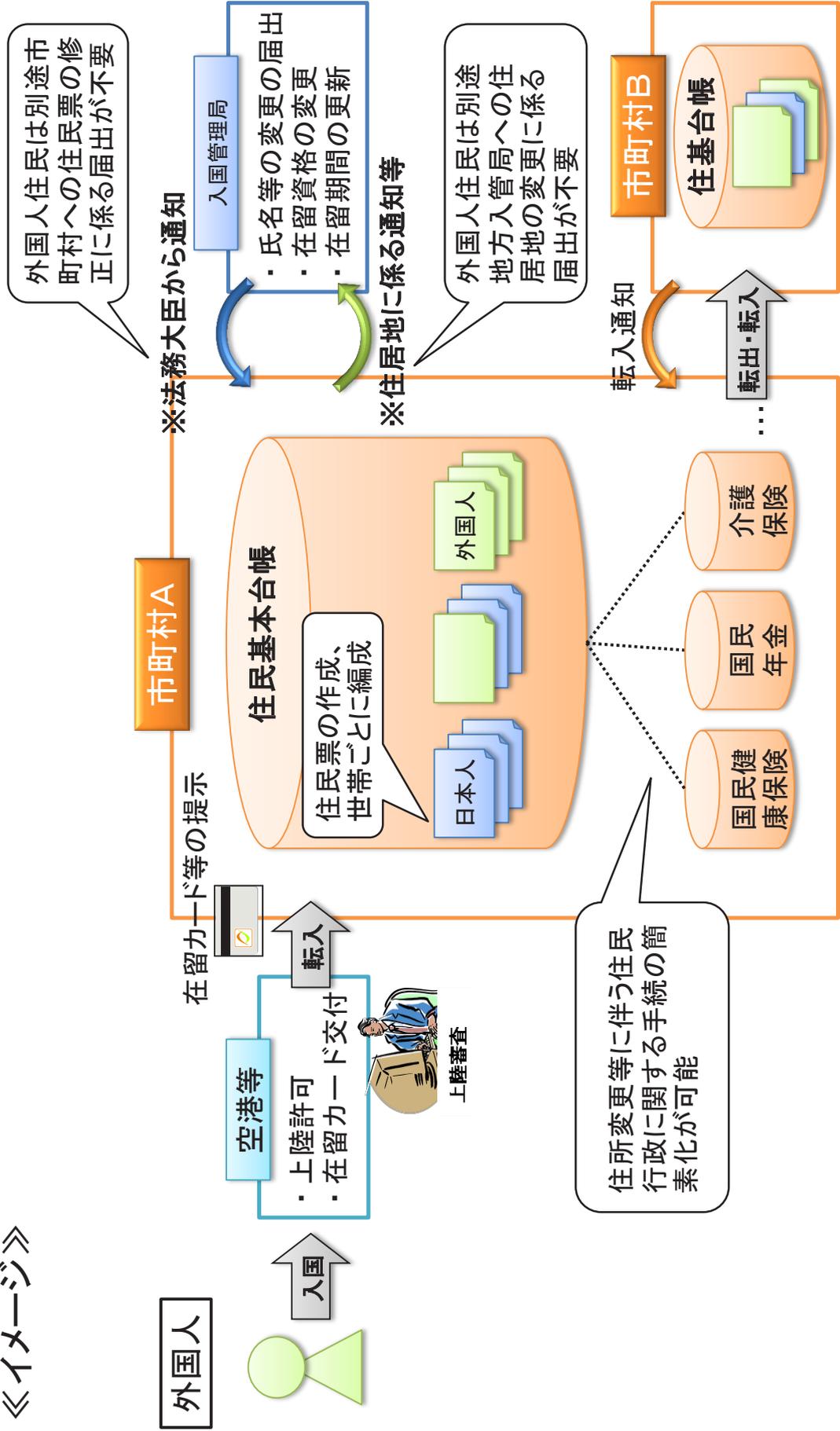


外国人住民に係る住民基本台帳制度の位置付け（イメージ）



外国人住民の動きと市町村及び法務省（入管局）との情報の流れ

《イメージ》



総務省 外国人住民基本台帳電話相談窓口（外国人住基コールセンター）

外国人住民に関する住民基本台帳制度の電話相談窓口を開設しています。

0570-0666-630(ナビダイヤル)
03-6301-1337(IP電話、PHSからの通話の場合)

【名称】
総務省 外国人住民基本台帳電話相談窓口(外国人住基コールセンター)

【開設期間】
平成25年4月1日(月)～平成26年3月31日(月)（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

【お問い合わせ受付時間】
8:30～17:30

【業務形態】
高い顧客対応能力と情報処理のノウハウを持つ、電話応対専門業者に業務委託を行っています。なお、対応者は管理者とオペレーターを合わせて10名とし、日本語のほか、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語での対応を可能としています。

【回答可能な範囲について】
平成24年7月9日に施行された改正住民基本台帳法のうち、外国人住民の住民基本台帳制度に係る制度の概要に関するお問い合わせに対応いたします。（外国人住民の方の個別具体の住民票の記載等に係るお問い合わせにつきましては、当電話相談窓口からその方のお住まいの市区町村の連絡先をご案内させていただきます。）
また、市区町村における事務の取扱いに関するお問い合わせや、窓口で外国人の方がいらした際の通訳代わりとしても対応いたします。

【想定している利用者について】
外国人本人など住民の方からの制度概要に関するお問い合わせについて対応いたします。
また、外国人住民の住民基本台帳制度に関する業務に従事されている各都道府県及び市区町村職員の方からのお問い合わせについても同様に対応いたします。



外国人集住都市会議 ながはま2013
2013.10.29